

平成25年第4回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

平成25年12月9日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 1 12番 上田 秀人 君 (P17～P43)

No. 2 3番 南 館 かつえ 君 (P44～P50)

No. 3 9番 小 林 重 夫 君 (P51～P68)

・出席議員（17名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木宏始君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

平成25年第3回定例会会議録、議員手帳及び会議ノートをそれぞれお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め、1人につき約90分以内を原則とします。

過日、議会運営委員会におきまして、一般質問の答弁であります。1人の議員には年間4回しかその機会がございません。しかも、90分という制限された時間の中での質問でありますので、答弁は明瞭簡潔によろしくお願いいたしますというお話でございますので、答弁をされる方々には、どうぞこの点、ご了解をいただきたいと存じます。

それでは、通告第1、12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

◇12番 上田秀人君

1. 除雪関連について
2. 国民健康保険について
3. 除染作業関連と仮置き場について

○12番（上田秀人君） おはようございます。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、質問の1点目といたしまして、除雪関連についてということでございます。

12月に入りまして、もう間もなくこの里にも雪の便りが来るのかなというふうに考えるところでございます。非常にこの雪というものは、生活する上で厄介なものであり、しかしながら、降らなければ降らないで、農業を含めさまざまな産業にいろいろな影響を及ぼしてしまうのかということが懸念されます。

そういった中で、いかに冬期間の道路の安全を確保するか、このことが村の大きな責務ではないかというふうに考えて質問を行いたいと思います。

まず、質問の1点目といたしまして、除雪関連の歩道の除雪についてということで伺いたいと思います。

この歩道の除雪作業について、業者の方に委託をする、さらには、地域の方に有償での委託を行い、冬期間、降雪時に歩行者の方の安全を確保すべきではないかというふうに考えて、村長の考えを伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 12番上田議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、除雪ということで、歩道の業者委託あるいは地域の方に有償でというお話でございます。

雪が降らなくて除雪しない年もありましたが、やっぱり、このごろ、地球温暖化と逆予想で、今年は大雪になるんじゃないかという予測もあります。

そうしますと、通勤、通学、特に歩道、おただしのようにご苦労されている地域、いっぱいありますので、それを有償でということでございますが、朝の早い時間に地域あるいは除雪してくれる業者、一体となって今やっております。西郷村は今18の業者の方と、それから2つの行政区ということで担当しております、10センチ以上の降雪、雪が降る、降り始まるというふうになりますと、出勤するという事になっております。

歩道については、通学路、今日も子ども様方、児童の方々が授業で議会傍聴に来ていますが、やっぱり朝、通学大変ですね、大雪降ったときは。やっぱりそれをどう確保していくかということは、昔からもこれからもそうであります。最終的に、全部この各路線張りついて、業者の機材あるいは人、そしてオペレーターが担当して、一斉に通行に、通学に支障がないようにできるということは理想であります、なかなか現在はそこまですべてまで至っておりません。

しかし、できないなりに、車道と歩道の部分について、オペレーターがある部分、あるいはだんだんその状況によっては、各地域いづれもトラクターを持っている人とか、あるいは子どもが心配で何とかしてやりたいという方々がやられておりますね。まことにありがたいことではあります、それを有償で全部契約をしてできるということになっていくのが一番いいことではありますので、そういった方向で努力はしなければならぬというふうに思っております。

ただ、そこまでの間をどうするかということでもございますので、やっぱり現在、各業者さんをお願いしている部分を強化していくこと、あるいは地域でやっている方々との協調でやっていく部分、そういったことを強化して、今の通行、通学に支障を少なくしていくという努力をしていきたいと思っております。

現在、小型除雪機械が4台あります。緊急雇用職員での対応や職員が、現在機械を扱える職員がおりますので、そういったところの対応あるいは今申し上げた除雪の地域の方々あるいはボランティア、いろいろな方が今携わっておりますので、そういった方々の連携等を考えながら、除雪の推進ということを図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君の再質問を許します。

○12番（上田秀人君） ただいまの答弁を聞いていますと、具体性に欠けた答弁と申しますか、歩道の除雪に関しては、以前からもこの場で質問されています。私とした経緯がございます。

そういった中で、以前にもやはり業者の方に委託をしてはどうかということをお話

をしました。確かに西郷村の降雪の状況を見ていると、業者の方が除雪専用になるほどの降雪ではないと。ですから、土木作業を行いながらも、傍らでやっていただく。本当に大変なことをやっていただくというふうに理解をしているわけですが、そういった中で、村の対応というのが、非常に私は遅れ、遅れだと思っんですよ。以前からその指摘はされながらも、いまだにその対応がされていない。

ようやく、ようやくといいますか、以前に私、この場で申し上げて、ロータリー方式の小型の除雪機を4台ほど購入した。それも、各行政区には貸し出しをしますよということで、防災無線なり、広報にしごうで流されていますけれども、より具体性を持たせないと、これはなかなか難しいと思います。そのことをきちんと、もう一歩、二歩前に進まなければ、歩道を歩く人たちが本当に今大変な思いをされているので、そのことを具体化しなければならぬと思うんです。

これが、じゃいつになったら具体化されるのか、今の答弁でもはっきりわからなかったんですけれども、村長は今の時点でどのようなお考えなんですか。いつになったら具体化するの。そこをお答えください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 具体化というのは、議員が言っているのは、有償で全部やれということですね。

もちろん全部機材、オペレーター、先ほど申し上げたように、それがそろえばいいわけです。それはなかなか、今のところ、さっき議員のほうからあった業者自体が豪雪地帯の会津とか、あるいは新潟、ああいうように除雪専門の業者がいるわけではない。さらに、除雪の機材とオペレーターと一斉に始まる。順番をつけるというわけにいきません。やっぱり学校の時間が始まりますので、それを一斉にやるということになると、なかなかそのマッチングがうまくいきません。それを全部できるということは、やっぱり機材と、今の部分がそろうという前提が必要になってきます。

もちろん、具体的にどういうふうになるのかというふうになりますと、今常用の機械、歩道用と、それに対応する機械を追加して買っております。小型のものについては、川谷に置きっぱなしとか、あるいはそういった配置もなっていますね、具体的に。さらに、除雪は、手押しはスピードが遅いということで、もう少しスピードが上がるものがないのかということで、ホイールローダーのものを買ってということもやっております。

だんだんこの機材を広げていく、あるいはそれを運転するオペレーター、それを広げていくというのがやり方であります。順次広げていくと。じゃ、いつまでそれが完成するのかというふうになりますと、やっぱりもう少し時間がかかるだろうというふうに思います。

ただ、その間は、やっぱり雪が降れば、今のことが支障が出てきますので、各地域、朝行くと、自然とボランティアの人が出てきますね。どこからともなくトラクターで自宅を終わらせて、その後だんだん広げてくれる人いっぱいいます。やっぱりそれに頼るところもありますが、理想とすれば、議員が言うように、機材等全部そろえて、

一斉に始まれるというのが一番いいわけではありますが、それに到達する間は、さらに連携を深めていく。今、黙っていてもやってくれる人があちこちにいっぱいいますね、地域には。それにすぎるところもあるわけですが、やっぱり善意ばかりがということが、議員のご懸念だと思います。私も、それに頼ってばかりはいられませんので、そういったところを順次広げていくということでやっていきたいというふう思います。

では何年までに完成するのかというふうになりますと、毎年雪の降り方は違うわけでありまして。あるいは吹きだまりのところがあったりということもありますので、その様子を見ながら、現在、18業者と2行政区でやっていただいております。議員ももちろんやっていただいておりますけれども、それを足らずのところは補って、さらに拡大をしていく方向でいくという方向でいきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 整理をしていきたいなと思っております。

私は、地域の方が今ボランティアでやっていただいているものを否定するものではないし、本当にありがたいなというふうに思うんですよ。ただ、今、村長が言われるように、私も除雪業務に当たる1人として、いつも機械を見ていて思うんです。機械というのはただでは動かないんですよ。今これだけ燃料が高騰してきている。そういった中で、農家の方はわざわざ自分のトラクターを出して、子どもたちのために、その道を歩く人のために一生懸命除雪をやってくれているんです。

そういった方に、私が言う有償というのは、燃料代、せめて燃料代ぐらいは村でお支払いをしてお願いをしてはどうかというのがまず1点であります。

それと、どうしても農家の方がいない地区もありますよね。そういったところは、路線図に落としておいて、そこは業者の方に委託をしたらどうなんですかという考えなんです。そしてさらに、今、村のほうでロータリー式の除雪機が4台あります。小型のホイールローダー型が2台あるのかな。それをうまく活用するような仕組みをつくるべきじゃないんですかと私、言っているんです。

それとさらに、今、降雪後すぐという話がありましたけれども、なかなかすぐ対応というのは難しいと思いますよ。そういった中でも、いかにその機械をやりくりするか、そういった中で業者の方の力を借りるべきだと思うんです。村長はご存じかどうかわかりませんが、セルフローダーという車があります。重機を運ぶトラックありますよね。そういう車を持っている業者さんもいます。そういった車で、例えば小型のロータリー式なり、ホイールローダー型の除雪機を積んで歩けば、移動は簡単に済むわけですよ。そういったものをうまく活用すべきだというふうに私は思うんです。そのことをきちんと業者の方と相談をして対応すべきじゃないんですか。そういうふう考えるわけでありまして。

そして、先ほど村長さんが子どもの話をされましたけれども、特に私は一番優先すべきは、各小学校、中学校を中心にスクールゾーンというのは決まっていますよね。子どもたちが歩く通学路、そこをまず最優先にやるべきだと思うんです。子どもたちが本当に凍結したところを危ない思いをしながら学校に通う、あの姿を見ていて、早

く何とかしてあげたい、そういうふうに思うわけです。そのために、村はさまざまな工夫をすべきだというふうに私は考える。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご意見、そのとおりだと思います。

今、18業者、どういうふうにやるのか、もちろんポジションを変えたり、今言われた学校とかスクールゾーンとか第一にやる。それで足りないものは連携する、今言われたとおり、私は終わったので、次足りないところは応援する。あるいはそれでも足りない場合は、役場の職員が機械を持っていく。いろいろなことを組み合わせをしてやっているわけでありませう。

まず、ひとつ最初に、重点的にボランティアでやってくれる人がいるので、燃料とか、そういったのはどうなのかという話があります。もちろんそういったこともいろいろやっていますが、やっぱり具体的にやっている人は、私はそれが職業ではないので、これは手伝いはそれはそれでいいですよと言う人もいます。ただ、相当ウエートをかけてやっている人には、そういった配慮が必要ですね。もちろんそれは話をしながらということですが、今のところでは、そういった話は半分、半分だったりしますので、よく今のボランティアで重点的にウエートをかけてやっている人については、そういう配慮をしていきたいというふうに思います。

それから、業者等で今の運搬のトレーラーを持っているところ、あるじゃないか、もちろんそういうところもありますね。やっぱりやっている業者の方々も、お互いに例えばスタックスだと、要するに風が強くて、吹きだまりのところをやっているだけでもホイールローダーではどうしようもないと、それを引っ張ってくれとか、あるいは応援してくれと、そういったことも業者間でやるという体制になっています。

やっぱり全体的に雪の深いところありますので、そういったところに目を向けながらという協力関係をつくっておりますので、それについても、まだ足りないところはあると思います、ご指摘のように。それについても対応が広がっていくように努力してまいりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） そのウエートの問題ありましたよね。例えば地域の方がボランティアでやってくれるものに対して、燃料代を村で負担しますよということだと、恐らくその地域の方にプレッシャーになってしまうということだと思うんですけども、いいとこどりだと思うんです、私は。決してきれいごとでは済まないと思うんですよ。今本当にボランティアでやっていただいていますけれども、本当にこの燃料代が高騰してきている中で、果たしてそれにおんぶにだっこでいいのかということなんです。

ですから、負担にならない程度に、やはりその辺はきちんと村が対応すべきだというふうに思います。

それと、何度も申し上げますけれども、除雪に関しては、特にこの歩道に関しては、以前からこの場で私申し上げてきています。実際に私は一つの行政区の中での除雪業務に当たることをやっていますから、あまり言いたくはなかったんですけども、

3年前の除雪の対策者会議のところで私が提案させてもらったのは、各重機を動かすオペレーターの方の連絡をとれるように、電話番号を一覧表にしましょうよという話を提案してもらいました。村長はあのとき、途中で退席されたので覚えていないかと思うんですけれども、そうやってお互いに除雪業務に当たっている者が連絡をとり合うということによって、お互いにカバーし合える、そういうことを私は提案をさせてもらいました。今現在、そのリストがあって、全ての携帯番号が記載されたものが配布されています。

そういう対応が、村は本当に欠けているんじゃないかと思うんです。ですから、今この時点できちんとこのことは見直しをかけて対応すべきだというふうに思います。そして、子どもたちが本当に安心して、歩道を歩く人たちが本当に安心して歩道を歩けるようにすべきだというふうに考えまして、次の質問に入っていきたいと思います。

次の除雪関係の2番目といたしまして、高齢者世帯、65歳以上の老世帯、老々世帯の住宅の除雪作業について伺います、ということですが、やはりこの件に関しては、私も自分の家の周りをスコープでやるものですから、非常に現役世代の私でも、除雪というのは大変。ですから、年を重ねた方というのは、本当にこれは大変な作業だなというふうに思いますよ。

そういった中で、私も今申し上げましたように、除雪業務に当たっている中で、この地区のこの家の方は65歳以上の老々世帯だとか、老世帯の家だというのはわかります。その家の脇を通過する際に、道路の雪を寄せますよね、どうしてもね。それを寄せてしまうその心苦しさが絶えずついて回ります。

この雪に関しても、やはりちょっとでも寄らせてあげられればいいのかなと思うんですよ。そういった部分に関して、村はどういうふうに対応されるのかということなんです。

私は、自分が住んでいる行政区内のものですから、どこにどういう方が住んでいるというのはほぼわかりますので、対応しようと思えばできます。しかしながら、村からの指示もないし、村の考えがはっきりわからない段階で、なかなかそれは心苦しくてできない部分があります。ですから、今、恐らく18業者の方のオペレーターの方も、やはり同じ心情でやっているんじゃないかというふうに思うんですよ。

そういった中で、高齢者の世帯の情報をそのオペレーターの方に預けることによって、例えば入り口のところ、雪をおろす、専門的に言えば排土板と言うんですけれども、運転席の中で操作レバー1本で、その角度を変えることができます。ですから、左に出している雪を右に振りかえることもできるんですよ。たったレバー1本なんです。頭の中にその情報が入っていれば、そのレバー1本操作することによって、入り口に置く雪を少しは軽減できる、もしくは取り除くこともできる、そういったことも村は考えるべきじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そのとおりですね。やっぱり今は65歳以上でひとり暮らしをし

ている方々の家庭、あるいは子どもがなかなか今の雪かき、できない、おじいちゃん、おばあちゃんのご自宅があって、それをどうするか。議員は言ったとおりわかっているの、排土板を右、左使い分けて、片側に家があった場合は、もちろん一方に寄せればいいわけですから、今の問題は起きません。両方に家ある問題はどうしようもないですね。片方に寄りますので。

そうしますと、その部分についてどう対応するか。今言われたとおり、オペレーターの方がわかればいいということでもありますので、もちろんそれは細かいところやります。

今のやり方は、まず一番、最初に出動すれば、まずメインの車道を掃いてしまおうというふうになります。そうしますと、両方に家がある場合は、どっちかに偏りますね。偏ったところに今の、仕事に行きたい、外に行きたい、病院に行きたい、何か用事があるといったことについては、やっぱり問題になるわけです。そうした場合は、その分わかればいいということになるわけですね。もちろんいろいろなことがあって、情報を伝えるというふうになりますが、1人でどのぐらい対応できるかというふうになります。ただ、情報は、もちろん言ったとおりお伝えしたいと思います。

その家、今日は絶対用がある、行きたいのでぜひといった場合は、どうサインを出してもらおうかというふうになりますね。いろいろ考えて、何かマークをしようとか、いろいろそういった話はしておりますが、具体的に今の部分で、まずはオペレーターの部分、それから地域の、今この民生児童委員の方々とか、見守りしている方もあります。もちろん除雪も含めてのいろいろな要望も聞いたりしております。私もそれを聞いておりますので、どう伝えて、今の議員が言われたように、やっぱりスムーズに困っている人、除雪して助けていくかということになることをうまくいけるような配慮をしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 村長ね、両方に家がある場合どうするんだという今お話あったんですけども、これやらないためのへ理屈にしか聞こえないんです。両方にあつたら前に押せばいいだけでしょ。後ろにずらせばいいだけです。違いますか。

結局、入り口に雪の固まりを寄かせてあげるべきなんじゃないですか。とりあえず、まず大きな機械であれば、そこをやるべきなんじゃないですか。そういう心づもりでオペレーターにやってもらったらいんじゃないですかということです。その気持ちの部分だと思うんですね。

それが、今村長が言われるように、両方ある場合どうするんですかと言われたら、これはどっちも押せなくなってしまいます、私らやっていると。（不規則発言あり）でしたら、そういうふうに言うのであれば、ロータリー式の除雪車を買ったらいんじゃないですか。あれは前に前に飛ばして、家がないところで右、左のどっちかに飛ばせばいいだけの話ですから、そういうことを言うのであれば、そういう機械を対応すべきなんです。それは気持ちの問題なんです。

あとは、今、屋敷周りの話も出ましたけれども、その部分も一緒に入ってきてたいと

思うんですけれども、これも話してもしょうがないのかと思うんですけれども、私は、屋敷周りについても、やはりこれは高齢者の方も大変だということで、雪かきができないことによって、家の中に引きこもってしまう。それによって、年齢から来る認知証とか、そういったものにもつながっていってしまう可能性もある。ましてや病院に行くのも大変だから、行かないで、その病気を悪化させてしまう。そういう心配もあるんじゃないかなと思うんです。

そのためには、やはり村が中心となって、例えばボランティアの方でもあり、民生委員の方をお願いする、地域の方にもお願いする、いろいろな形で支援をしていく必要があると私は考えているんですよ。

そういった中で、いわゆる雪かきというのは、先ほど私が言ったように、現役世代でも大変だ。そういった中で、機械を使えるのであれば、機械で対応していくべきではないかと思うんですよ。さっき言いましたように、トラックにつけて機械を運べば、十分にそれは可能かなというふうに思うんです。それをやるにしても、やはり情報がなければ対応できない部分もございます。まずはその業者の方に対して、そういう情報提供を行って、やってもいいというお考えがあるのかどうなのか、再度ちょっと確認したいと思います。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 除雪は当然やらなければならない仕事です。さらに、今言われたように、今日は病院に行くとか、何かで困っているという情報については、つないで、そしてそれをできるようにする、除雪を手伝うというのが必要ですので、やっぱり情報交換と、それからやり方ですね。それを具体的にわかるように詰めていきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） やるということでお考えを示されたんですけども、具体的にどうやっていくのかという部分に関して、じゃどの時点でどういうふうに詰めていくのかというのを確認したいと思います。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 一番はやっぱり、引きこもりは別として、雪が降ったときに除雪が回らない。除雪が回らなくて、病院とか用事が足せない。それをどう把握するかという問題が出てきます。そうしますと、その部分をどうキャッチアップをして、除雪を業者に頼んだり、あるいはボランティアに頼んだり、そういった情報をどうめぐらすかということに尽きると思えます。

それを、ではどう日常的に把握していくか。そして、明日雪が降るかどうかということでこれはリンクしますので、普通は問題ないわけですが、雪が降りそうで、そしてなおかつ降ったときに出来るようにするという情報ですね。これをとることを考えなければならないというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 全然答弁になっていないと思うんです。

これは、村全体に、どこに65歳以上の老世帯、老々世帯があるのかということ、まずはポイントで落とししていく必要があると思うんです。それに基づいて、雪が降る、降らないは別にして、雪が降ったらどういう対応をするか、その計画を立てるべきじゃないんですかと私は言っているんです。

雪が降ったらどうのこうの、私も先ほどから言っているように、除雪業務に当たっていますので、この12月から3月末まで、いつ雪が降ってもいいような態勢をとります。ですから、多分18業者の方も同じような考えだと思いますよ。そんなことを言っていたら、きりも限りもなくなってしまう。まずは、今言いましたように、西郷に、どこにそういう該当する世帯があるのかというのをピンポイントで探していく。そして、どういう対応をとるのか、そのことを詰めるべきだと私考えるんですけれども、いかがですか、再度伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） もちろんそのとおりです。どこにそういった老々世帯があるのか、それはもちろん今わかっています。それを突き詰めていくと、さっき言ったとおり、除雪をするときにどういうふうに、急用があって出なければならないということが必要ですね、知っているところ。そこをやっぱりつなげていくわけです。

もちろん、最初にどこに何があるか、当然だと思いますので、それはもちろんその世帯はみんなピンポイントでつくることはできます。さらに、それを除雪として、通常は業者はずっとメイン道路を掃いていきますよね。そのとき、そこに除雪できない世帯があって、そして、そこは除雪してくれるのを待っているということがわかれば、やっぱりそれは対応は早いわけです。ということで、入り口は当然、ピンポイントでどこに誰がそれを必要とする家があるかということ調べるのは当然でありますので、それはできると思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 調べるのは当然であると、私はすぐに調べて、極端な話、明日からでも対応できるような態勢をとるべきですよと私は申し上げている。そのようにされるんですか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今の言われている場所がわからないのかどうかということは、もちろんそんなことはないわけでありまして。もちろんそれをつくって、その次の段階として、通常は雪が降っても、今日はどこにも出ないといった場合は、時間的にこれは朝7時前に開通できるようにしますので、同時にはできないわけです。そのときに必ず、その次の時間として、例えば8時か9時には病院に行くといった場合には、道路といいますか、外に出なければ用を足せないわけですね。それをどう解決するかという問題だというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私が言っているのは、例えば今日雪が降りました。降った時点ですぐ除雪しなさいということを言っているわけじゃないんです。わかりますか。い

わゆる高齢者の方が、雪が降って除雪ができないよ。そうなったときに、例えば今日降ったから今日来なくても、明日来てくれるのがわかれば、それでも一つの安心につながるわけですよ。例えば病院に今日行かなきゃならないといっても、ちょっと大変な思いをさせてしまうかもしれません。

しかしながら、例えば高齢者の該当世帯が600世帯とかあった場合に、600台の機械がなければ、降ってすぐ対応なんかできないわけでしょう。私が言っているのはそうじゃないんです。（不規則発言あり）

雪が降ったら、その態勢を整えなさい。600世帯があって、そこにきちんと除雪をとれるような態勢をとりなさいよということです。すぐに対応すべきだとは言っていないんです。（不規則発言あり）すぐにとというのは、時間差はどうしても出ますよね。（不規則発言あり）村長が言っているのは、雪が降ったらすぐ除雪しないとだめだよみたいなことを言っているけれども、私はそうじゃない。（不規則発言あり）そのときは大変な思いさせてしまいます。ただ、今の村の態勢というのは、そのとき大変な思いして、次の日も大変な思いして、次の日もまた大変な思いしているでしょう。それを解決しなさいよと言っているんですよ。わかりますか、意味。

例えば、今日雪が降りました。今日病院に行くけれども、雪の中歩いて行きました。でも、次の日は業者の方が来て、きれいに除雪をしてくれて、きれいになっていますよ。それだったらいいんじゃないですかということです。わかりますか、意味。600世帯あって、すぐに対応するんであれば、600人の人と600台の機械が必要になってきます、機械でやるとすればね。それは現実的に無理でしょうと。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 私、議員が言っているのは、高齢者世帯が除雪ができないと。それで、誰かが助けなければ、病院に、例えば雪が降ったら朝行けないと。誰か助けなければならぬといつて、例えば議員が除雪してわかるように、朝はメイン道路をやるので、その困っている人をどう助けるか。病院にも行けないし、誰も助けてくれない。それは、何かサインを出して、今日は病院に必ず行かないと、病気が悪化するといった場合は、エマージェンシー、緊急事態です。ですから、それを何か助けるために、今の業者にも頼むし、あるいはボランティアも助けようというシステムが必要だろうと、そう思って聞いたわけです。そうじゃないの。

それを今聞いて、今日も来ない、明日も来ないと、時間的にかかれば、やっぱり朝車道を掃いて、歩道を掃いて、それで、今の情報があれば、じゃ10時ごろ、大体一段落ついたんで、あとは助けてあげましょうと、順番として。それは今やってもらっていますよね。

ですから、それでいうと、今、緊急事態対応の高齢者のということではなくて、もっとゆるゆるとした全体の対応と、態勢と、600世帯、今ありましたね。その対応ということですね。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ケース・バイ・ケースですよ。言っている意味、わかりますか。

要するに、緊急事態の場合には、その対応も必要なときも出ると思いますよ。

しかしながら、今、村はその態勢ですらないですよ。そこで緊急事態が発生しても、すぐ除雪車が行って雪かきしてあげるという態勢はとっていないですよ。とっていないですよ。今雪が降って、例えばそこに住まわれている方が、救急車が必要になった、そういったときに、救急車が行く前に、業者の方が行って除雪するような態勢をとっていないですよ、村はね。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 救急車が行く前に除雪をしているか。除雪は、さっき言ったとおり、10センチぐらいになって、これが降り続ければ、やっぱりいろいろと支障が出てくるといった場合、もう自動的に出動するわけです。（不規則発言あり）はい、村道。（不規則発言あり）もちろん、村道をやって、そして救急車が行ったときに、例えば行けなくなるかということですか。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私は、先ほどから言っているように、除雪車を運転しております。操作をしております。ですから、自分ちの目の前に物差しを立てておいて、夜雪が降り始めますと、1時間置きぐらいPR物差しを見ています。10センチを超えたとなった時点で出動します。それで、先に村道あけます。そのときに絶えず思っているのは、通過するときに、高齢者の家の脇を通過するときに、ここを何とかしてあげたいな。でも、今、村長の指示がある、行政区長から指示があれば、その家の雪かきはしてあげることにはできるんです。でも、今その指示がないものですから、そこを通過していくしかないんです。そこに住まわれている方は、例えば、特定な話をすれば、おばあちゃんが1人で住んでいる。スコップも十分に使えない。でも、そこを私はただ通過していくしかないんです。

そういったときに、そういった村からのある程度の指示があれば、そこを機械で押し上げてあげることにもできるんです、除雪してあげることにもできるんです。その態勢ですら、今できていないですよということを行っている。その態勢を、まずつくるべきじゃないんですかということは私は言っているんです。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今の話は、もちろんやらなければならないですよ、そういう緊急事態も含めてというふうになると。ただ、指示がないからというのであれば、もちろん指示は出さなければなりません。ただ、やり方の問題があると思いますね、いろいろ。

でも、基本的にはやっぱり情報があって、そして今みたいに、必ず雪が降れば困った事態が出てくるといったことが察知できるのであれば、それはもちろんやっていただきたいし、やるべきだと。もちろんそのやつは出さなければならないというふうに思っております。

ただ、全体としてオペレーションが、その順番を、やっぱり早い、遅い、あると思いますので、それについては、事前に除雪の事前調査を皆さんしておりますので、そ

の中においてやっていただくというふうに、順番はですね。それがいいんじゃないかというふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 除雪車というのは、簡単に自分が思って、こっちの道入っていったらおうかと入っていけるわけじゃないんです。わかりますか。建設課のほうから指定路線ということで、図面に地図が色分けされているんですよ。その路線から外れて、万が一何かあったときにはどうされるかということなんですよ。

ですから、高齢者の家がそこにある、そこに入って行く路線に入ったときに、万が一人をひいてしまったとか、物を壊してしまった、そういったときの対応がいろいろあるんで、例えば65歳以上の老世帯、老々世帯の方の家であればやりなさいよという指示を村長から出ているれば、各18業者の方はやれるようになるんです。その態勢をつくるべきだと言っているんです、私は。

そして、私がさっきから言っているのは、雪が降ったから、道路の除雪よりも、優先してその家をやりなさいとは言っていないんです。全部の道路が終わった段階で、時間の余裕とかいろいろ考えてやっていただければいいのかなと、まずはそこからだと思いますよ。ただ、ずっと通過していく際に、そこに1軒、2軒、ぽつぽつとあったときには、通過する最中にそこに寄って、雪かきをしていってもいいんじゃないか。それはケース・バイ・ケースになりますよ、そのことをまず整備すべきじゃないんですかと私、先ほどから申し上げているんですけれども、いかがでしょう。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 情報として、そのとおりです。今まで、図面のところにどの路線を除雪するかということを決めますよね。それはもちろん地元の意見を聞いて、オペレーターの意見を聞いて、今までもずっとやってきていますから、どこに行けば何があって、何が問題だ、どこが支障だ、わかっています。それももちろん事前に、本当に巻尺とといいますか、立てて、そして全部準備をしているわけです。

路線がやっぱり外れてくれば、今言ったように、危険性、交通安全の問題とか、保険の問題とかありますので、それについては順次拡大して、やっぱり今の情報といったものが必要であるものについては、やっぱり広げていく必要があるというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ようやく趣旨を理解していただいたのかなというふうに思います。これから検討していくということなものですから、時間の関係もありますので、検討していただくということで理解をして、次の質問に入りたいと思います。

続きまして、質問の2点目といたしまして、国民健康保険についてということでございます。この国民健康保険についても、私は以前からこの場でさまざまな問題を取り上げてお聞きしております。今回、特に村民の方から多く寄せられた声をもとに質問したいなというふうに考えるわけでありまして。

今回、保険料についてということで取り上げをしたいと思います。

この保険料に関しては、国保の加入者から、非常に保険料が高過ぎると、高いと、高過ぎて払えないと。以前にもこの場で私、申し上げましたように、保険料が被保険者の負担の限界を超えていると。その部分があるよと。なぜそのような高い保険料になってしまったのか。まず、その理由から確認をしていきたいなと思うんですけども、なぜ保険料がここまで高くなってしまったのか。これに関しての村長の見解を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 保険料が上がっていくということですが、もちろん国民健康保険特別会計というのがあります。特別会計の半分、歳入と歳出がありますね。その部分で、やっぱり保険料を上げざるを得ないのは、歳出が増えていくということになります。

では、なぜ歳出と申しますか、保険料、お医者様にあるいは薬を払う、そういったものが増えているかということになりますね。やっぱり構造的に国民健康保険の加入者5,000人弱おいでになりますね。その方の加入者の産業構造、年齢構造あるいは社会的な構造があって、国民健康保険はなかなか一番最終の砦になりますので、例えば社会保険にいた人が退職すれば国民健康保険に入ったりといった構造があります。

それから、歳出はやっぱり医療費の問題が年々増加している。もちろん急激にインフルエンザが増えたり、あるいは生活習慣病があったり、いろいろな問題があって、やっぱり医者にかかる機会というのが増えているといったこともあります。やっぱり歳出が増えてくると、今度は歳入のほうもそれについてということになりますので、連動して上がっていくわけです。

その中における国の負担、あるいは県の負担、あるいは保険料の負担、そのバランスによって上がっていくというふうになっておりますので、やっぱり歳出圧力から出てくるというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 確かに村長が言われるとおりの部分もございます。歳出によって上がってくる部分が多いということで、確かにそのとおりにかなというふうに思います。

そういった中で、村長は国保加入者の所得に占める1人当たりの保険料の負担額、負担割合というのを計算されたことはございますか。これは、2010年の厚労省の白書の中から私拾い出して、私なりに計算してみたものがございます。この厚労省のデータがどういうものなのかというのははっきりわからないんですけども、国民健康保険、いわゆる国保加入者が9.7%なんです。全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽに加入されている方が7.2%、健康保険組合、いわゆる組合健保ですか、これが5%というふうになっているんです。もう一度申し上げますか。国保で9.7、協会けんぽで7.2、組合健保で5.0です。このことから、いわゆる国保の保険料の高さが十分にご理解いただけるのかなというふうに思います。

さらに計算をしてみまして、組合健保の約42%の平均所得しかない、国保加入者

はね。組合健保加入者の約2倍の保険料を払う、こういう計算になってしまうんですよ。所得から見ても、この保険料の高さが、ものすごい高いなというのがわかるかなというふうに思うんです。

そういった中で、村長が先ほど言われましたように、医療給付費ですよ、その部分が保険料を引き上げをしているということにつながってきているんだということになっていきますけれども、この医療給付費の増加に伴って保険料を引き上げるということなんですから、必要な医療費を加入者に割り振りをする、ここに村長が言われるように、いわゆる国保の構造的な問題があると私は理解しています。

加入者が保険料を支払えるかどうかという観点は、この国保の計算をする段階で、多分その観点は消えていると思うんですよ。いわゆる国保加入者が、これだけの保険料を負担できるかどうか、そのことを考えなしに、もう医療給付費の推計から計算をして保険料を割り振りをしている。そこに私はまず大きな問題があるんじゃないかというふうに思っている。

いわゆる加入者の方の負担能力や生活実態、このことを把握をしていない。実際は把握されているのかと思うんですけれども、そのことを考えに入れてしまうと、恐らく計算できなくなってしまうというふうに思うんですけれども、そこに大きな問題があるというふうに私は思います。

この保険料の負担が限界を超えることによって、要するに負担をしきれなくなってしまうと滞納問題が発生したり、それがさらに保険料を引き上げをして、いわゆるラスパイレスですよ。負の連鎖がここに起きているというふうに私は考えるわけです。

これに関して、村長はいかがお考えになりますか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 国保が抱える一番の問題は、今言われた、ほかの健保との負担割合が高い。なぜ高いんだろうというふうになりますと、やっぱり負担する加入者の構成にあるわけです。もちろん今の社会保険は、具体的に実働部隊といいますか、現在仕事をしている、要するに一番の国民の経済の双壁をなす部分が今の健保、2つやっておりますね。それはやっぱり年齢的にも、体力的にもということがあって、やっぱり医療費も少ない部分があります。

国民健康保険は、リタイアした方々、あるいは産業別に自家営業の方々をいっぱい、そういった部分があって、構成的にも年齢が高かったり、あるいは今言われた収入構造ですね。この部分に低い部分があります。現在の国保特別会計における財政構造は、半分は保険料、32%が国費、それから9%ずつが調整交付金というふうになりますね、残りの50%を全部足しますと。この部分でしますと、今、議員言われたように、所得構成の中における負担金というのは、やっぱり公平化できないかという話は前からあります。どの部分でということになりますと、保険料を圧縮するとなった場合は、1つは国費等を、公的な部分を上げていく。もう一つは、歳出圧力の医療費を下げっていく。

西郷村は国保の中の1人当たりの歳出が一番少ないというふうに言われております。なぜかという、やっぱり高齢化率が低いからだろうと私は思いますが、そういうことがあって、低いのでありますが、やっぱり負担割合からすると、依然として一番高いところにあるわけでありまして。

どういふふうに対応していくか。1つは、やっぱり財政構造を直すという、国庫の部分とあるいはこの歳出の部分の医療費をどう下げていくか。やっぱり両方でやっていかなければなりません。今後、消費税とかいろいろな社会保障費の中において、どのように配分をしていくか、どの部分を今の社会保障制度を堅持、持続させるために何が必要になるかというふうになりますと、やっぱり財源でありますので、それを平準化するという意味で、消費税が国保特会に行くというのが、流れがなれば、1つの平準化にはなるわけでありまして。こういったことも含めた対応が必要だろうというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） かなり突っ込んだ答弁をいただいたんですけども、確かに村長が同じ問題を共有されているのかなというふうに思います。

そういった中で、まず村長にちょっと伺いたいんですけども、加入者、リタイアされた方というお話をされましたよね。そういった村の実態というのは、村長は把握されていますか。例えば加入者の職業別についてどのようになっているとか、職業別とか、ご存じですか。（不規則発言あり）

今回、私、資料請求をしまして、いろいろ私なりに分析をしていました。確かに村長が言われるように、いわゆる無職の方が、西郷においては41%を占めていると。被用者が29%、自営業者が11%、農林水産業が7%というふうな割合になっております。

ちなみに、2010年度の、先ほど言いましたように、厚労省の調査の中では、同じように無職の方は40.8%、被用者が35.3%、自営業者の方が15.5%、農林水産業が3.1%と、こういった割合になっているそうなんですけれども、まず着目すべきは、無職、いわゆる年金受給者の方、この方が41%にも上っていると、西郷においてはね。ここにまず着目すべきではないかと思えます。そして次に、私が一番危惧するのは、被用者が29%も西郷の中にもいらっしゃるということなんです。この被用者というのは何だというと、パート労働者や派遣労働者、いわゆる非正規雇用の方が、西郷においても国保加入29%なんです。本来であれば、これは協会けんぽとか、そっちのほうに入られる方ではないかと思うんです。ところが、いわゆる企業のほうは、責任を逃れるために、保険料を逃れるために、保険制度を整備しないものですから、その方たちが国保に流れてきている。

これは、やはり社会的問題がここに潜むんじゃないかと思うんですよ。こういった方に対して、村はどういふふうに対応をされていくのか。先ほど村長答弁の中で、消費税から云々という言葉がございました。本当に、果たしてそれでいいのかということ、もう一度確認したいと思えます。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 一番の問題は、どう国民が助け合うかということにおいて、こういった制度ができた。そのための保険、そして医療に関係する分については、国民健康保険。もちろん協会けんぽ、いろいろな健保がありますが、そうしますと、そこばかりでは全部保てないということで、会社を辞めた場合、今、パートあるいは派遣のものもありましたが、そういったことが最終的に会社でやっている健康保険に入れるということになれば、これは話は別であります、なかなか制度上、そうになっていません。最終的に国民健康保険が全てを見る、最後の砦だというふうに決めてありますので、そうしますと、今言われた、どうすれば今の助け合いがうまくいくんだろうということにいくわけでありませう。

そういった部分、今の協会けんぽあるいはその他の健保と国民健康保険のバランスです。1つは、そういったものを法制化して、やっぱりもう少し派遣あるいはパート、そういった方々も社会保険で対応できるようにといった要請があります。もう一つは、それができないとするならば、やっぱり公費負担を増やす。公費というのは、どういうふうになっていくかというふうになりますと、新たな財源を見つけるしかないというのが今の財務省の話でありますので、よって、今の新しい税、あるいは一般財源の傾斜配分、この2つの考えでいくわけでありませう。どっちでもというふうには思っています。社会正義といいますか、助け合いということでは傾斜配分ができるのであれば、やっぱり今の32%の部分、あるいは調整交付金の部分において、もう少ししてこ入れをしていただければ、これは解決する道が出てくるだろうというふうには思っています。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、村長は国民が助け合うという言葉を使いました。これは、意味合い的にどういう意味合いなのかなと思うんですけども、国全体で支え合うということでは理解をしてよろしいですか。確認します。いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 制度をつくる場合は、その財源といったものを念頭に置いて制度ができていきます。それは、直接加入してみずから払う部分と、それから社会全体で分担をする、国費の投入ということで合意を得ていくわけでありませう。どこまでやるかという率の問題にはなりますが、これは制度としてそういうふうになっている。その根底は、やっぱり助け合うということだろうというふうには思っています。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 国保の問題、あとは介護の問題は、私がおこの場で申し上げをするとよく言われるのは、共産党の上田は保険料でも何でもかんでもまけてやれと言っていることを言われる方がいらっしやいます。非常に私は心外なんです。負担できるものは、やはり負担をしていただかなければならないという考えのもとにやっています。しかしながら、負担できないものはできないんですから、それはやはり支え合わなければならぬというふうには思っています。

特にこの国保なんかは、見ていますと、昭和13年ですか、この国保が最初に形をなしたのは。というふうに私は理解をしています。そのときの法律の中で、「国民健康保険は相扶助共済の精神に乗り、疾病、分娩または」と始まっていると思います。お互いに国民健康保険に加入されている方が、お互いに支え合うという考えのもとに、昭和13年にこの国民健康保険というのができたと思うんです。

その後、いろいろなことがございまして、1958年ですか、ですから昭和33年に、今の法が整備されて、第1条に、「この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」というふうに今の法律で制定されたというふうに、確か理解をしているんだけど、もし違うのであれば、課長、違うと言っていたらと思うんです。ですから、社会全体で支える必要があるなというふうに私は理解をしているわけです。

先ほどから村長もそのようなことを言われていますけれども、国保はセーフティーネットであるということも、さっき村長は答弁されています。私も、まさにそのとおりだと思います。国保は今村長が言われるように、他の医療保険に加入できない方を支え合うということで、本当にセーフティーネットの役割が大きいです。先ほどもお話ししましたように、退職をされた方、60歳で退職をされた方は、自動的に国保に加入されてくるということも理解をしているわけでありまして。

ですから、いわゆるこの国保加入者を、いろいろ中身を見ていきますと、60歳で定年を迎えられて、その方は社会的にリタイアされて、リタイアという言葉がどうなのか、第2の人生に踏み出される方が入られる。そして、さらには企業の都合によって、本来であれば社会保険のほうに加入されるべき権利を持つ方が、企業の都合によって入ることができなく、無理無理国保に入られる。そういった方を受けざるを得ない。そういったもろもろのことが、いわゆる保険料の引き上げにつながっていると私は思うんです。

人間、誰しも年齢を重ねることによって、体が弱くなり、病院にもかかる必要も出てきます。そのことを単純に考えていけば、先ほど村長が言われたように、医療給付費も引き上がってくる。まさにそのことが尽きるんじゃないかというふうに思います。

そういった中で、先ほど村長が言われたように、まさにこれは国がきちんと責任をとるべきだと私も理解をしています。この負担金に関しては、国はもうずっと、先ほど村長が言われたように、削減をしてきている。始まったころは7割負担だったものが、その後50に減り、そして今32、調整交付金として9%ずつが調整交付金としてなっているという構造体制になっています。ここに大きな問題があると思うんですけれども、そのことに関して、村長はいかに今お考えになりますか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、答弁、休憩してからお願いできますか。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前 11 時 20 分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番上田秀人君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 国庫負担率が下がっていると、昔は70、それが50、だんだん下がってきてどう思うかということでもあります。

この制度の始まり、先ほど議員申されたことを思い出してみますと、やっぱり今がオバマケアであるように、国民皆保険ということで、助け合いの精神がなければということがあって、そしてその間に医療費、医療の技術あるいは病院、いろいろな部分が公衆衛生の進展とともに広がってきたと思います。

その段階で、最初の投入率が高かったのが、なぜ下がってきたんだろうというふうに思いますと、やっぱり歳出の分化といいますか、社会の進展において、いろいろ経済対策とか、その他の分野の分が圧力が上がってきたと思います。

その中においてですが、下がってきたことは、本当この制度は堅持してもらいたい。1回制度を決めたら、なるべくそういった方向でいきたい。ただ、社会情勢にどう合わせるかということもありますが、今の国民健康保険が最終的にいろいろな問題、ご指摘のように年齢構成あるいは職業、いろいろなことを考えますと、払えるか払えないかというのが非常にわかりやすい判断の基準だと思いますので、その分をどう是正していくかについては、やっぱりその他の財源といいますと、国費になるわけでありますので、そういった部分をもっと上げてもらうといった方向で今は進むしかありません。

一方、この保険の医療費ですね。医療費をどう下げていくかという努力も同時にしなければならないというふうに思っているところであります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいまの答弁を聞いて、まず逆から行きます。

一番最後のほうに、医療費の抑制ということで言われました。私もやはり健康づくりが、一番これは必要なことだと思います。病気にかからなければその分、本人も幸せですし、お金の負担も少なくて済むわけですから、そのことをやはり強く望むことだというふうに思います。

それと、現場の医療体制について、私は前から言っている話として、医師報酬はいたし方ない部分はあるだろうと思います。あれだけの激務に対応されるわけですから。その中で、1つ、2つ難点を言えば、まず薬価基準です。薬の単価が高過ぎる。今、後発医薬品、ジェネリック医薬品ですか、そういったものも盛んに言われていますけれども、それにしても、やっぱり薬価基準というのは見直しは必要ではないかというふうに考えます。

それとあわせて、検査体制、いわゆる病院に行くと、もう必ず検査、検査、検査で、その検査の体制、検査も必要なことはわかります。しかしながら、検査に伴う費用の

高額化というのが、やはり一つの問題になっているなというふうに思います。そこはやはり別な場所で、今盛んにやってもらっているわけですから、この場ではそれ以上話はできせませんけれども、それと、国庫負担の分のアップをということだったんです。先ほど村長の答弁の中で、消費税の絡みでちょっとお話がございました。多分消費税を上げることによって、いわゆるその分が社会保障のほう、国保のほうに、会計に流れてくる部分を期待するのがあるのかなと思うんですけれども、私は全くもってこれは時代に逆行していくものだと思います。

これまでの国保の歴史を見ていますと、昭和13年から始まった歴史があって、その後、何回か大きな改定が伴ってきた。1958年の昭和33年ですか、そのときに今の新法ができて、1961年、昭和36年ですか、今の体制が確立されてきたというふうに理解をしております。ですから、52年になりますよね、この体制が整えられて。

そういった中で、体制は整ったにもかかわらず、その負担割合はどうなんだといいますと、先ほど言いましたように、当初は7割だったものが5割、今32まで、3割まで下がってきている。そこに大きな問題がある。

これは、社会保障云々ということで、ずっと歴代の政府はこれを切り離すためにいろいろなことをやってきた。そういったことに対して、村は、村長もその部分アップが必要だというふうに答弁されましたけれども、そのことに対して、村として、国に対してどのようなことを述べられてきたのか、そこをまず伺いたいと思うんですけれども。村長として、国民健康保険に対する国庫負担金、この部分に関してどういう声を上げられてきたのか、まずお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 国保のこの制度については、今申されたことは、国保連合会の県の役員会とか、そういう話もいつも出ております。それは、さっきの冒頭言われた負担が本当にデフレとか、今の社会経済状況からいって、なかなか大変なんです。しかし、国のほうも1,000兆円とか、ああいったものがあって国も大変なんだと。ではどうするかという中であって、歳出構造をもう少し見直したらいいだろうと、事業仕分けとかいろいろやっているところもあります。

その中においても、一番は衣食住の健康に関する問題ですので、そういった部分は、今の広域化の問題とか、いろいろな問題を話をされていますけれども、財政構造の堅持はいつも話として出ております、県の連合会として。もちろんこの予算の編成に当たってといたところについても話は出ていますよね。国費の負担率を、あるいは特定財源をやっぱり上げてもらいたいということをやっています。それは、国会審議に今度かかっていくわけでありましてけれども、それはこれを、声を出して、やっぱり国会でもそういった予算の組み方に変えていっていただきたいということを、国会議員に対して、あるいは省庁に対してやっているところでもあります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 国会議員、またその場において、声を出していきたいというお

話でした。

今、社会構造の話が出ましたよね。まさに社会構造がこういったことを起こしてきたというふうに思います。いわゆる雇用体制ももう崩壊してくる、そういったことに伴い本来であれば社会保険に加入できる資格を持つ方が国保に加入せざるを得ない、そういったことが今、国が後押しをしているような状況ですよ。

そういったところに対して、じゃ村は何を今すべきなのかというところに、ここの問題がなってくるのかなと思います。

現在も西郷村においては、一定程度努力されているということは、私は否定はしません。それでも、やはり保険者としてのその責任というのは逃れられないというふうに、現時点の制度においては逃れられないというふうに思います。

そういった中で、一定程度の努力をしている部分は十分にわかります。しかしながら、さらなる上乘せが必要ではないかというふうに思いますけれども、村長、いかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 景気、今回のアベノミクスの効果1年ということで、今検証されております。一番は、この消費税を取る前提として、正規雇用化あるいは賃上げ、これがうまく回らなければ失敗だというふうに具体的になるというふうに思います。

そうしますと、この家庭において、家計をどのように安定させていくかということは、収入が安定して、そして今言われたように、薬剤費とか医療費、公的資金の使用料、いろいろなものがかかるお金を少なくする必要があります。

そこで、国ができない場合は、村としてどう対応するのか。もちろん今の仕組みをどう直していくかというこの要請活動、そういうところでやりますが、では具体的に一般財源を国民健康保険にどう導入していくのかということに具体的にまいます。

基本的には、特別会計ですので、やっぱりある程度の財政出動は必要ではありますが、しかし、家計とバッティングするような問題が続くとするならば、それはもちろん一般会計を繰り出しして、保険を下げっていくという努力も当然視野に入れなければなりませんね。そのとき村は、どうこの歳入の担保をするのか。

村において、先ほど言われた村の構造の中における所得体制を上げていくと同時に、村の財政構造を上げていく。村の財政構造というと住民税、法人税、固定資産税その他があります。今、我々が村の振興をしていこうと言ったときに、私は選挙のときに活力と笑顔と言ってきました。家庭の中において、このものは担保されなければだめだといったときに、今の一番のおじいちゃん、おばあちゃんと親御さんの願いは、やっぱり俺の子供と孫、ちゃんとした仕事につけるのか、それをまず一番にやってくれ、最初から言われています。

今そのことを念頭に置いて、いろいろな企業めぐりとか、あるいは企業誘致とか、あるいは3・11をてこにして、この企業立地補助金とか、就業構造を上げていく。さらに、法人において所得を上げてもらう。今は円安、ドル高、あるいは輸出圧力が

上がったたりして、企業の儲けが上がったり下がったりしております。新聞に出ています、西郷村の会社も。

そういったものが上向きにいくというふうになりますと、村の財政構造がよくなる。あるいは基金に積み増しする。そして、その基金を安定的に使って、一般会計から繰り出せるという構造が1つはできるわけであります。

そういった全体のことを考えながら、かつ単年度あるいはある程度の長期スパンを持った財政投入ができればいい、できるようにしたい、このように私は思っているところであります。

そうしますと、やっぱり国に要請する分、あるいは村の財政構造の好転による、そういった体制をとっていく。こういったことでやっていかなければならないというふうに思っているところであります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、いろいろな答弁をされましたけれども、私が一番言いたいのは、これは国民健康保険が間違っていると私は理解している。法が間違っている。それに伴っての施行規則、施行令、さまざまなものをやはり間違ってきていると私は理解しています。

じゃ、何を信じればいいのか、私は日本国憲法を信じるべきだと思います。25条にございますよね。その部分を信じて、今は村は対応すべきだというふうに考えます。そして、そのことが村長がやるべきことだというふうに理解をします。

村長は先ほどの答弁の中でも、最後のセーフティーネットだという言葉が使われていますよね。ということは、村民の方の最後に本当に守る、最後の砦であるんですよ。その砦が、反対に村民を苦しめるような、こういう状況を本当に許していいのかということです。それを許さない。そのためにさまざまな財政投入を行う、そのことをすべきだというふうに私は申し上げて、国保の次の質問に入っていきたいと思います。

2点目といたしまして、国民健康保険事業の広域化についてということで伺いたいと思います。

この広域化することについての目的というのは、やはり私は今明らかにしたように、いわゆる国の財政を軽減化するための広域化だというふうに思うわけであります。

そういった中で、この国保が59市町村、1つの保険母体になったときに、果たして村民、この西郷村の国保加入者の方はどういうことになってしまうのか、そのことを非常に心配するわけです。心配される材料というのは、村長、どのようなことがあるかお考えになってますか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 心配する材料ということですかね。

まず1つは、各市町村、保険者別にいろいろな医療費軽減とか健康対策といったものがありますね。そういったものが統一運用されるのかと。いいものは広げていく、あるいはもちろん地域的な問題もあると思います。そういったことがどのように反映されていくのかということが考えられます。

今、国のほうで考えている、県が1つの保険者になること、県知事が保険者になることですね。そのときにどういったことが考えられるのかということ、今言われた内容において検討している最中であります。

その中において、私は一番、さっき議員が言いましたね。痛い思いをして病気になって、そして手術とかお金をかけるのであれば、やっぱり健康を保持して、そしてぴんぴんころりと、やっぱりこの人生を全うしたいという考え方があります。

なるべくそういった方向に行くといったことが、統一医療といいますか、全体としてなった場合にどのようになっていくんだろうということがありますので、そういった注視をしたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） この広域化に関しては、国会の審議も必要になってきますよね。ただ、29年度を目途に広域化していくということで今進んでいるわけですね。そういった中で、今、村長の答弁では、注視をしていくということは、私はどうなのかなと思いますよ。

私は、今回の議会開会と同時に資料請求を行いました。その中で、福島県下59市町村別の保険給付費から始まって、高齢化率、医療機関数、健康状態、健診率、交通機関の充足率、所得金額、居住環境をあらわしたものであるということで資料請求をいたしました。しかしながら、そろわない資料がございました。これは、私が目的とする部分と担当課が目的としている情報とはちょっと違う部分があったものですから、その部分はいいですよということをお断りしたんですけれども、こういったもろもろのことを、今の段階で村長は手に持ってこの国保事業について考えていかなければならない状況じゃないんですか。29年ですよ。29年を目途に広域化、一本化しようということでやっているわけです。

そうしますと、この西郷村と、例えば郡山市、福島市との状況を比べたときに、あまりにも差があり過ぎる。そういった中で、保険が一つになってしまったら、本当にそれでいいのかということ、やはりもっと注意すべきだというふうに思います。それがされていないということがわかりましたので、ある種、しょうがないのかなというふうに思います。でも、これしょうがないというわけにもいかない部分もございません。

後期高齢者医療制度みたいに、例えば保険料に差があって、それによって住環境とかの違いを補足するんだという話ではないと思うんです、私は。受けられる医療の体制も、西郷村と郡山、福島ではもう全然違うわけですね。そういったところに、如実に問題が出てくる。そのことが十分に把握されていないということは、非常に私は問題であるというふうに思います。

時間も時間なものですから、次の質問に入っていきたいと思っております。

続きまして、除染作業関連と仮置き場についてということで質問を行いたいと思っております。

除染作業関連についてということでありますけれども、まず1点目、除染実施計画

を各行政区に対してお示しをして、さらには行政区内においても、大まかな予定を示すべきではないかというふうに思うわけです。

これは、やはりいろいろな方からいろいろなお話を聞きます。うちのところは除染はいつになるんだろうね、こういう話をよく聞かされます。そういった中で、住民の方は非常に不安になっているわけです。こういった情報が開示されて然るべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おただし、そのとおりであります。

これまで除染の説明会、約6,000世帯、7,000世帯のうち6,000世帯、85%終わりました。よって、そのやり方、どのように除染するのか、どこへ持っていくのか、この前文化センターでの説明会のときにも、皆様がおいでになって、せっかく除染していただける、10時になったらお茶菓子出さなきゃならないのかとか、トイレ貸すのかとかいろいろな質問が出ました。

しかし、いつどのようにということがわかって、そういったご配慮は不要であります。そういうことをやったら、やっぱり早くしてくださいという声、この俄然強くなって、なるべく急いでやっていただきたいということで意見がまとまりました。

残り約1,000世帯であります。追原、真船、熊倉、この中の部分が今残っていますので、これも3月までにはぜひやっていただきたいというふうに担当と今言っております。

ぜひ村全体の、西郷村はおかげさまで仮置き場ができつつ、運用しているところもあります先週、川谷、全部見てきましたが、もう既に上のシートも張って被覆をしているところまで出てきまして、もちろん地元の方々、川谷の方々にも見ていただいたりして、こんなものならいいだろうというお話もしていただいておりますので、ああいったものがだんだん黒川とか終わっていますね。このようにやるんだと。そうしますと、説明しますと、早く同意書を出すから、いち早くやってくれということの大勢になってきますので、おただしのよう、村全体の進捗状況といいますか、そういったことを説明する説明会もやったり、あるいは大まかなスケジュールなどにつきましても、広報等でいち早くお知らせして、ご安心をしていただきたいという体制をとってまいりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 広報等でお知らせをしていくということだったんですけれども、除染の説明会、85%終了して、残り約1,000世帯ということなんですけれども、行政区単位で、何月頃に除染が入りますよ、面的除染ということでやっているものですから、そこは理解をするんです。その行政区の中で、例えば100戸があったときに、100戸一斉に除染が始まればいいんですよ。その100戸のうちに、やはりどうしても順番つけなければなりませんよね。例えば小さな子どもさんがいる家を優先的にやりますよと、そういう細かい説明を私はすべきだということをお願いしている。

放射能は目に見えないわけですよ。そうすると、絶えずいろいろな不安がついて歩いている。そういったときに、例えば12月10日からうちのところは除染が来るんだね。12月20日から隣に除染が入るんだね。多少工期のずれが出るのは覚悟の上で、そういった説明が必要じゃないかと、そのことによって、そこに住まわれている方の、ほんの少しでも不安を取り除くことができるんじゃないかと考えるんですけども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘、ごもっともです。説明会でその問題も、ほかにも出ました。川谷の説明会に行ったとき、出ましたね。今のように、やるときにどういう順番でやりますか。もちろん今のおただしの部分、あのときにも出ました。やっぱり子どもさんとか、そういった影響が大きいところがあるだろう。しかし、土地は高低差があって、水は高きから低いほうに流れる。そして、その調整をどうするか。地域において順番を決めていただきたい、その協議会もつくる、そういったことで決めていこうというふうになっていますので、同じ説明を今しております。

そうしますと、その順序を決めたときに、では作業班がいつ入ってくるか、もっと具体的な話になりますね。これは、受託をされる担当の方と、それから今の1軒、1軒、大体今のところは本当に屋敷の広さ、あるいは密集状態、あるいは機械の関係で、班編成と時間の差が出てきますので、それを丁寧にご説明して、今の言われたように、なるべく安心できるような説明をしていきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） そのような説明がされるということで理解をしたいと思えます。

次に、除染作業等に従事する方の健康管理についてということで、除染作業に従事する方もそうです。あとは検査に当たっている職員なんかも絡んでくると思うんですけども、これは電離規則なんかで健康診断の実施が決められています。そういった中で、実際に健診を実施されているのかということです。実際に健診を実施されて、その結果はどうだったのか、質問の持ち時間に限りがありますので、簡単にご説明いただきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 放射能対策会議の職員及び除染作業従事者の健康診断実施状況と検査項目、検査結果についてお答えをいたします。

除染作業に従事する作業員につきましては、除染業務に係る特別教育と除染業務の雇い入れ、または配置替えの際、6か月以内ごとに1回、定期的に法令に定められている項目について、医師の健康診断を受けなければならないこととなっております。

さらに、除染作業に当たる作業員は、今言われた除染電離規則の規定により、線量の限度及び測定が義務づけられておまして、その結果につきましては、作業員に通知するとともに、作業書は30年間保存しなければならないとされております。

また、我が放射能対策課、役場職員につきましては、法令上の受診義務はありませんが、現場の監督や検査のため、頻繁に除染作業現場の出入りを行うことになってお

りますので、受診の必要性があるものと判断し、健康診断を受診させております。

また、村内の除染業者に対しましては、昨年から定期的に電離健康診断の集団検査を受けていただいております。

また、検査項目につきましては、法令で定められております白血球数及び白血球百分率、赤血球数及び血色素量、またはヘマトクリット値及び問診などの検査を実施しております。検査結果につきましては、本人及び作業員が属する事業所に送付されております。個人の健診結果につきましては、個人情報保護の観点から、村の職員の検査結果を除き、村には報告されておられません。

また、村の職員の検査結果につきましては、全員について異常は見られませんでしたので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 健診は実施されているということで、理解をします。

その結果については、個人情報という観点から、村のほうには報告はされていないということなんですけれども、果たしてそれでいいのかなというふうに思います。今一番大変な仕事をしてもらっているわけですよね。そういった中で、健診はされているんでしょうけれども、その結果を村がやはり責任を持つべきではないかというふうに思います。そのことは規則とか、法で決まっているんだと言われればそれまでなのかもしれないんですけれども、そういった体制がやはり私はいけないと思います。

続いて、時間もございませんので、除染作業についてということで、除染物質の分析を行っているのかということは何いたいと思うんです。

これは、恐らくセシウムとか何かというのは測っていると思うんです。私が一番ここで言いたいのは、核種検査を行っているのかということ。要するにその除去したもの、もしくは除去する前の段階で、そこにどういうものが落ちているのか。いわゆるセシウムとかヨウ素だけではなくて、以前にも問題になったストロンチウムとか、ウランとか、そういうものが落ちているのかどうなのか、そういった検査をされているか、されていないか。しているか、していないかお答えください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 結論としては、しておりません。

除染等作業の対象となる汚染土壌と除去土壌または汚染廃棄物の放射能濃度の測定につきましては、法令の定めにより、電離放射線障害規則第2条7項、除染対象物件の1,000平米に1か所につき採取し、汚染濃度を測定することとなっております。土壌中のセシウム134、137の濃度の合計を求めることが義務づけられているところであります。

おただしのストロンチウムにつきましては、今の部分、範囲に入っておりません。ただ1回、NHKで放送されましたね。何月でしたか、3・11の何か月後に朝の7時に出ました。私は、このNHKで出ましたので、NHKの放送に、あれだけでは足らんと。やっぱりどうなるのか、それを放送すべきだと。不安をあおるようであれば、それはやっぱりちゃんと解説、あるいはもう一回放送してもらいたいというふう

に言いました。

しかし、そのときは出たと思いますが、その後の調査は、文部科学省では出ない、検出されないという話を聞いているところであります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 小田倉地内でストロンチウムが出たという報道があったということなんですけれども、そのご答弁で、NHKに言うこと自体、私間違いだと思ふんです。（不規則発言あり）文部科学省にも言った、それで検査をして出ないということをおっしゃってますよね。言っているわけですよね。

なぜ、じゃ西郷村で実際に試さないんですか。お金を払えば分析してくれるところがございますよね。そういったことが、一つ一つの積み重ねが安心につながってくるものだというふうには私は理解する。決して安心できるものじゃないですよ、放射性物質がいっぱいあるわけですからね。ただ、身の回りにどういうものが落ちているのかということなんです。そのことをきちんと把握することが必要だと私は言っている。

以前からこの原発の事故に関して、この放射性物質に関して私が言っているのは、正しく理解をして、正しく怖がりましょうということをおっしゃっているんです。正しく理解できないですよね。今、自分の目の前に何があるのかわからない。セシウム134とか137が落ちているとか、その程度で、本当に正しい理解はできないんです。

ですから、核種検査をきちんと行う必要がありますよということをお前から言っている。これは早急にやるべきです。村長の考えを伺います。時間がなくて、答弁だけ聞いて終わりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘、ごもっともです。私は、正しく測って、それがどういう影響があるかについて理解するような解説をしてもらいたい。もう前から言っているとおおり、首相官邸から言っています。

しかし、文部科学省で最初出たときに、NHK放送されたとき、あれはどういう影響を持つのかと、どの程度なのかということをおっしゃる必要がありますが、その後、また測って出なかった。ではということになって、議員ご指摘のとおり、でもやっぱりまだ、今言ったとおおり、本当に出ないのかといったことになれば、やっぱりそれはちゃんと自分でやらなきゃわからないということも当然だと思います。やるところ、あれはストロンチウムとか何とかについては、非常に時間と、それから機材の精度が求められるのでありますので、それができる方向でいろいろやってみたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 放射性物質なんて、決して体にいいものじゃないですよ。危ないものですよ。ですから、私はやるべきだとお話をしている。その権限を村長はお持ちなんです。わかりますか。職員に言ってサンプルを持ってきて、それを業者に、そういう専門の業者の方に委託をする、そうすればできるんです。そのことをやるべ

きだと私は言っているんです。今まではやらなかったんでしようけれども、すぐにやるべきだと私は申し上げている。

以上で終わります。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） もちろん私どもが測るものと、例えば文部科学省がやる。同じセオリーどおり、学術的にやりますので、それが出ないというのであれば出ないんだろうと思っています。

しかし、今、議員が言うように、それはもう少し踏み込んでやるということになれば、これはできるということですから、確認してみたいというふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時52分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

続いて、通告第2、3番南館かつえ君の一般質問を許します。

3番南館かつえ君。

◇ 3 番 南館かつえ君

1. 健康維持活動について

○ 3 番（南館かつえ君） 3 番、通告の順に従いまして一般質問をさせていただきます。

健康維持活動についてですが、今回は村民の医療費についてと、ラジオ体操の実施についての 2 点をお伺いいたします。

1 点目といたしまして、村民の医療費の推移についてお伺いいたします。

今、福島県は放射能の問題で今後健康に大きく影響を及ぼすかどうか、とても気になることと思います。東電に対しては、これから先、放射能の影響による病気が出た場合には、責任を持ってしっかりと対応することを書面で残していただきたいと思っております。

さて、健康維持の問題ですが、今回取り上げた大きな理由といたしましては、11月15日の新聞に、厚生労働省から気になる記事が掲載をされておりました。それは、国民医療費が3兆8,000億円という記事でございます。先ほども医療費に関しては質問がありましたが、厚生労働省は2011年度に、病気やけがの治療で全国の医療機関に支払われた医療費の総額が3兆8,850億円だったと発表いたしました。

国民1人当たりでは、30万1,900円で、30万円を初めて突破した。いずれも5年連続で過去最高を更新したと。そして、その理由といたしましては、高齢化が進んだ上、医療技術が進歩して治療費が膨らんだのが主な原因と掲載されておりました。このように、ますます増え続ける医療費に歯止めをかけるには、健康な体をつくるのが大切だと思います。そこで、知っておかなければならないこともあります。村ではどれぐらい医療費がかかっているかです。

そこでお伺いいたします。西郷村の平成21年度から平成24年度までの医療費と村民1人当たりの医療費はどれぐらいかかったのかお伺いいたします。

○ 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 3 番南館かつえ議員の一般質問にお答えいたします。

村民の医療費についておたしでございました。総額と1人当たりで答弁申し上げます。

西郷村の国民健康保険被保険者の医療費について、平成21年度が12億4,328万8,000円、平成22年度が12億4,086万6,000円、平成23年度が12億7,068万3,000円、平成24年度が13億477万1,000円でございます。

これを1人当たり直しますと、平成21年度が24万7,000円、平成22年度が24万9,000円、平成23年度が25万5,000円、平成24年度が26万3,000円であります。

県内の市町村の国民健康保険の中では低いほうでございまして、平成24年度の1人当たりの医療費の額は県内一安い、低いということになっております。ただ、医療費及び1人当たりの医療費、ともに3%程度ずつ増加しているという状況にあります。

す。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君の再質問を許します。

○3番（南館かつえ君） 再質問いたします。

今回は国保だけの数字ですが、毎年増え続けております。年代を問わず、誰もが何よりも大切にしたい健康、その基本は食生活、運動、休養ですが、健康づくりのポイントは、年齢とともに少しずつ変わってくるようでございます。村でもいろいろな取り組みをしていると思いますが、引き続き継続していただきたいと思っております。

また、国民所得に占める国民医療費の割合の件ですが、年齢別では、65歳以上が2兆1千4億97億円で全体の55.6%、65歳以上の1人当たりでは72万900円、そして64歳以下が1人当たりでは17万4,800円と約4倍の開きがあります。75歳以上に限ると、1兆3千1億226億円で34%だったとありました。健康でいたいのが病気には勝てないという人もおります。

そこで、先ほどもお話しいたしましたが、村ではいろいろな取り組みをしていると思っております。11月の回覧板で、お元気運動教室受講生募集のチラシが配布されました。健康維持のために、村でも継続して開催していると思っておりますが、このお元気教室は65歳以上の方が対象です。今まで何回か継続して開催してきたと思っておりますが、その結果、効果はどれぐらい表れているのかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 継続開催のお元気教室の効果についてのおただしでございます。

お元気運動教室は、介護保険の介護予防啓発事業として、おおむね65歳以上の方を対象に取り組んでいるところでございます。

その教室では、運動の機能向上を目的とするため、トレーニングマシンを有する村内の2つの施設に委託をして実施しております。

平成24年度の実施状況であります。3か月12回を1クール、1つの単位としておりまして、4クール48回実施いたしました。実質37人が参加されました。延べ人数342人でございます。参加される方には、事業開始時と終了時に、本人の主観的健康観、筋力、性的バランス、歩行能力及び複合的動作能力の体力測定を実施し、個別評価をしております。

平成24年度の結果を平均値で申し上げます。主観的健康観は参加時は普通から、終了時はややよいという向上の結果があります。握力検査では、平均で参加時28.4キログラムから終了時28.6でございます。やや向上しています。身体のバランス機能を見る開眼片足立ちは、平均で参加時47.8秒ですが、終了時には62.5秒と14.7秒伸びております。歩行能力につきましては、直線5メートルの歩行速度を、通常速度と最大速度で見ます。通常速度は平均で参加時3.9秒が、終了時には3.3秒になり、0.6秒早くなっています。一方最大速度では、平均で開始時3.0秒から、終了時には2.5秒になり、0.5秒早くなっております。

以上の結果から、参加されました方は機能向上、そして健康状態も向上する、よくなる。運動の継続を考えるようになりますので、この介護予防に対する意識高揚の結

果があるものと思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） とてもよい取り組みだと思います。引き続き、一人一人がそのときだけでなく、続けていく、そして健康維持につなげていってほしいですし、少しでも健康な体をつくり、医療費が削減できればと思います。

また、12月6日に厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は、2011年度に年金や医療、介護などで支払われた社会保障給付費が前年度比2.7%増の107兆4,950億円に達し、過去最高を更新したと発表いたしました。国民1人当たりの給付も84万1,100円と過去最高だったとありました。まだまだ細かい数字もありますが、年々増加していることは数字にあらわれております。

これからも健康情報を提供していただき、健康長寿を目指していきたいと思っます。

次に、健康維持のための2点目として、ラジオ体操の実施についてお伺いいたします。

先ほど医療費の質問をいたしました但、どれくらい医療費がかかっているのかを知らながら、健康を保つためにラジオ体操を普及させたいと思っ、取り上げさせていただきました。

ラジオ体操は昭和3年に国民保険体操として始まり、戦争で中断されたものの、昭和26年に現在の形になったと聞いております。ラジオ体操第一、第二を合わせても10分弱のこの体操は、26種類の動きで構成され、全身の筋肉も使われ、有酸素運動としても大変すぐれた効果をもたらします。

さらに、消費カロリーは速いペースのウォーキングとほぼ同じで、普通のスピードで行うサイクリングや平均的な歩行などよりも消費カロリーが高いそうです。体を後ろにそらすことで、間脳を刺激し、記憶力が活発化します。両手を広げて上体を開く運動は、頭脳を拡散させ、気持ちを落ちつかせるようです。日ごろ運動をすることの少ない方々には、毎朝ラジオ体操第一だけでも3分10秒でできる手軽なスポーツでございます。年齢や性別を問わず、場所も選ばない、家庭でも簡単にできるこのラジオ体操を、健康づくりの一環として企業も含め、村民全員で取り組んではいかがでしょうか。

そこでお伺いいたします。昼の防災行政無線の放送の時間に、ラジオ体操の音楽を流してはどうか。時間や金額も含め検討していただきたいと思っますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 3番南館議員のご質問にお答えを申し上げます。

健康維持活動の一つとして、ラジオ体操の普及、ご提言をいただきご質問をいただいた、そういうふうと思っております。

質問、昼の防災行政無線でラジオ体操の音楽を流してはどうか。時間や金額も含めて検討してほしいというご質問でございます。

お話ありましたように、ラジオ体操の効果につきましては、私どもも全く同じよう

に大変効果があるものというふうに思っています。実際ラジオ体操をやってみますと、結構うっすら汗が出るほど、結構きつい体操でございます。また、ラジオ体操のいい点といたしまして、どの人も曲がかかるとラジオ体操ができるという、昔から引き継いできた、子どもの頃からのことが、いい意味での健康貯金になって、誰もができる、いつでもできる、どこでもできる、そういういい点を持っているかというふうに思っています。

そこで、ご提案をいただきました昼の防災無線を活用してのラジオ体操の普及でございますが、このことにつきましては、関係課にも問い合わせなどをしまして、こういうことができるのかどうかをまず検討したところでございます。

その結果なんでございますが、西郷村には防災行政無線施設管理運用規則というのがございまして、その中で、実際に定めております。朝、昼、夜の定時放送、災害時等における臨時放送、また午後5時ごろのミュージックタイム、こういうものが規定されておまして、本来防災行政無線でございますので、災害発生時または災害が発生するおそれがあるときなど、必要緊急なときに情報を迅速、確実に伝達する、そういう目的を持ったものだということでございます。また、平常時には、行政サービス向上の推進を図るべく、村広報活動の一環並びに各種団体の情報伝達等に現在のところ行っている状況にあります。

防災行政無線のことについては、このような一定の規制が入っているものですから、今後ご提言がありましたことなどについても、なおできないのか、そういうことも具体的に研究をしてみたいというふうに思っております。

なお、そういうことに代わる施策などにつきましても、できるだけ先ほど申し上げました効果が大きい、ラジオ体操の貢献度も大きいものですから、いろいろ検討してまいりたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） いろいろと問題があると思います。現在、村ではシンボルスポートとしてウォーキングがありますが、長く歩けない方も中にはいらっしゃいます。ラジオ体操は、音楽がかかれば勝手に体が動く、それだけ体にしみついているのではないのでしょうか。そして、自宅でできるのが一番いいことです。

本格的に取り組んでいる自治体もあります。それは、大分市です。大分市では、7月21日は市民健康づくりの日として、市内9か所でラジオ体操を開催、これは大分市民健康ネットワーク協議会が主催で、協議会の会長は、内科、循環器科クリニックの院長で、健康のための専門家です。

この大分市で最初に手がけた事業は、市民健康づくり運動指導者の養成で、4か月間にわたる運動指導者養成講座において実習、講義を受け、健康ネット発足からわずか7年間で20期生、544名の市民健康づくり運動指導者を養成することができたそうです。この指導者の努力の結果、120教室を超える市民健康づくり運動教室を立ち上げ、今では公民館で運動教室を開いているということでございます。市民の皆様からの評判は非常によく、5年前と比較すると、運動する女性の方がかなり増えて

きたということですし、それなりの結果も出てきたということです。

西郷村でも、これから確実に増え続けるであろう高齢社会に対しても、一人一人が寝たきりにならないように、そして健康が維持され、健康づくりが生きがいの一つとなるよう取り組んでいただきたいと思います。

そこで、防災行政無線が難しいのであれば、毎月1回、ラジオ体操の日を決めて、体育館や野球場で村民が集合して体操してはどうでしょうか。再度伺います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答え申し上げます。

ラジオ体操の実際に行っておられる大分市のことをお話しいただきました。

私も読みましたが、大分市民健康ネットワークというのがつくられておりまして、心身ともに健康を目指してのものというふうに読みました。さまざまな健康づくりの活動がなされていて、いわゆる健康づくり応援団として、こういうネットワークができてきているということもよくわかりました。

こういうことをやっていくのには、機会と場を意図的につくって行って、より多くの方がそういうことに参加するということがぜひとも必要だということもわかりました。また、加えて、核になってくださる、動ける方というんですか、リーダーがおられて、そういう方の動きのもとにいろいろなことが活性化されていく。それから、日常的に続けること、これも大事だということをごに加えながら考えた次第です。

実際には、ラジオ体操の、西郷村でいえば例えば村民体操会というようなものを考えていく、そういうことが、このネットワークづくりの西郷版ということにもなっていくのかなというふうにも考えた次第でございます。生活実態調査、運動調査などをした上で、こういうものができていけば、村民のスポーツ面でも、あるいは健康づくりの面でも、非常に役に立っていくのかなということを考えております。

ご提言がありました、毎月1回ラジオ体操の日を決めて、体育館や野球場で村民が集合して体操してみてもどうですかということでございますが、そのお考えは私も全く賛成でございます。いつでも、どこでも、誰でもと先ほど申し上げましたとおり、こういうことを日常的に継続的にやっていくということが、やっぱり大事だと思います。

ただ、最初からどこどこに集まってというのは、なかなかできそうで難しいこともあったりするので、先ほど申し上げましたように、リーダーを決めながら、まず行政区単位に、例えばですが、地区のコミュニティセンターの敷地などを活用しながら、できるだけ近いところで、まず高齢者の方が近くのところから家からまず出ていただいて、そこで歩いてきていただいて、仲間と一緒に何かを始める、こういうことが健康づくりにも大事で、ラジオ体操もその一つの最初のきっかけづくり、それからその後継続して行われることにもつながっていくのかなというふうに思っています。

そういうことが少し進みましたら、今度月1回の、そういう村1か所で、できるだけ多くの、それぞれのグループ、団体、そういう方々がこぞってみんなで同じことをやってみる、そういうことが、この順序性としても考えていけることかなというふう

にも思っています。

いずれにしましても、健康づくりのためにラジオ体操が果たす役割は、先ほど申し上げましたように、非常に貢献度が高いというふうに思っておりますので、いろいろ工夫をしながら、日常的に進められるよう、実際にスタートしてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 健康な体をつくるために、一人一人が努力していきたいと思えます。

また、小学校の校庭を借りて、小学生と大人が一緒になってできればいいと思えます。ぜひこの辺も取り組んでほしいと思えます。

ラジオ体操の効果は素晴らしいもので、ラジオ体操は人間の体をまんべんなく動かすために必要な運動を組み合わせてつくられております。人間が本来持っている機能をもとの状態に戻す、維持効果があります。風邪を引かなくなった、腰痛がなくなったという人もいますようでございます。1日どれぐらい運動するのが健康によいのか、それは運動の目安としては、体に気持ちのいい疲れが残る程度だそうです。そして、ダイエット効果はと聞かれますと、継続することにより、徐々に効果があらわれると思われるということでした。

そこで、健康維持のために、そして長く続けられるように、行政でも普及活動をしていただきたいと思えますが、最後にその点、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

以前から申し上げていますが、健康づくりの三要素、いわゆる食、そして運動、さらには休養、睡眠、これがバランスよく、しかも適度に行われていくということが大事なことだというふうに言われていまして、西郷村も食育などを中心に、学校教育でもそのことを取り上げて取り組んでまいりましたし、運動のことについても、日常的に運動ができるような、そういう環境づくりと指導をいただいているところです。今回のことなども、その中の一つというふうに思っています。

お話ありましたように、学校で子どもたちとというお話がありましたが、これも非常にいいご提言というふうに聞かせていただきました。ありがたいことです。

子どもたちが今多くの方に見守り隊などでお世話になっています。そういうことを通しながら、子どもたちが大人の方と触れ合う、お世話になっていることを感謝する、一緒に活動できるなど、そういうことを通したいいい面がいっぱい含まれていると思っておりますので、日常化の点からいいましても、大変学校を一つの舞台にすることもいいことなので、地域のコミュニティの活用とか、学校の活用とか、いろいろな方策、考えれば出てくると思えますので、いろいろな方のご意見をまたお伺いしながら、一つの形にして継続的、日常化できるよう取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○ 3 番（南館かつえ君） ぜひ一日も早く実現できるように取り組んでいただきたいと
思います。そして、ぜひ指導者を育て、リーダーを養成するか、本気になって取り組ん
でいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 3 番南館かつえ君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第 3、9 番小林重夫君の一般質問を許します。9 番小林重夫君。

◇ 9 番 小林重夫君

1. 防災行政について
2. 教育行政について
3. 今後の行政の動向について

○ 9 番（小林重夫君） 9 番、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問の第 1、防災行政について。質問の趣旨、交通防災について。イとして、10月18日午後3時頃、ふるさと農道と村道5012号線の交差する新小田倉橋の交差点で、車対車の大きな物損事故がありました。人身事故になったかどうかはわかりませんが、事故防止の施策対応についてお尋ねします。

○ 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 9 番小林議員の一般質問にお答えいたします。

ふるさと農道と村道5012号線の交差点の交通防止対策であります。

お尋ねのように、事故があったということでございまして、この交差点につきましては、村道5012号線の両側には一時停止の規制標識が設置され、さらには手前側には、交差点があるという注意喚起看板が設置されております。

しかしながら、おただしのように、この勾配がついている道路との交差点でございしますので、ご指摘のカーブミラー等によりまして、さらなる交通安全対策を図ってまいりたいと思っております。

○ 議長（鈴木宏始君） 9 番小林重夫君の再質問を許します。

○ 9 番（小林重夫君） 再質問します。

この場所は、私も自転車等でウオーキングを兼ねてたびたび通りますが、大変危険です。上新田、水田公道を山下まきば保育園のほうに向かってくると、一般停止標識が設置されていますが、羽太方面289号線のほうから来る車が、新小田倉橋の手前で道路がカーブしているので、また橋の欄干で交差点のあるところは高くなっているので、見通しが悪く、右方面から車がスピードを出してくると、大変危険です。

私が調査したところによると、交差点四辻の西側にカーブミラーの早急な設置が必要と思いました。この件について、お尋ねします。

○ 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） ご指摘のように、カーブミラーが有効ではないかと私も思っておりますので、今、関係機関と相談して、早くつけたいと思っております。

○ 議長（鈴木宏始君） 9 番小林重夫君。

○ 9 番（小林重夫君） 村長から前向きな答弁を得ましたので、そのような方向にやってもらいたいなと私は思います。

次に行きます。

ロとして、元折仁SS国道向かいの高速道カルバートの西出口に、カーブミラーの早急な設置についてお尋ねします。

○ 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 高速道岩下カルバートの西出口にカーブミラーをというおただし

でございます。

このごろ、近年、自転車同士、自転車と歩行者の接触事故ということも聞いておりますので、いろいろ注意をされている方おりますので、協議をいたしまして、ご指摘のカーブミラーの設置につきましても対応してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 再質問します。

この件については、1年前、平成24年第4回定例村議会一般質問において、通学高校生からの通告、要望により行っております。その後、村長、何の成果、変化もありません。今つけるように言いましたけれども、ありません。

先月、自転車で大平方面から通勤しているご婦人から、高校生とすれ違うとき、転倒のけがをしたと、私の家に来て直訴がありました。来て、私に直接訴えがあったんですよ、事実。左足をめくって見せてくれました。高校生は自転車で、3人並列で来たそうであります。10月31日の福島民報紙上に「西郷村、今日交通死亡事故ゼロ、1,000日達成」、11月1日に、「県交通対策協議会長表彰を受ける」と出ていました。交通安全にかける関係各位の努力は素晴らしいものであります。2,000日、3,000日を目指してもらいたいと思います。

このご婦人から、交通安全のためにカーブミラーの設置の懇願がありました。この件についてお尋ねします。

ここの場所は、カルバートの前、後、東、西につけなきゃだめです。本当にね、私もあそこちょいちょい通りますけれども、本当に通勤、通学の人が、見通しが曲がってから悪いんですね。こういうご婦人が高校生と衝突、それを避けようとしてひっ転んでこっちのほうに足をけがしたんです。私に見せてくれたんですよ。そういう事故が起こっているんです。どうですか。両方につけてくださいよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） けがしないようにという交通安全を含めて注意喚起です。カーブミラーが有効じゃないかというお話と、地元のいろいろ交通対策協議会、会って、見て、そしてその結果優先順位を上げようというストーリーでいきますので、おただしの点、よく検討して、必要だという声もありますので、そういう方向で検討したいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 今の件ですが、カーブミラーはカルバートを挟んで両方につけるということで、それが一番、本当に高校生、それから通勤するご婦人から言われたので、両方につけるように努力してください。どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご趣旨はよくわかりましたので、関係機関によく聞いて、順番を上げて、そういうものであればやるというふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 関連しまして、12月1日から自転車の交通条例が改正になった

んですよね。それで、基本的に自転車は左側通行、どんな歩道のないところでも、あるところでも左側通行が原則。そしてまた、歩道があるところも、自転車は左側通行、そういうのが条例改正されております。これに違反すると、事故をやった場合、3か月の懲役または5万円以下の罰金ということですね。そういうのが強化されております。

私は、要望として、西郷村の通勤、通学の路線に、インターネットで見たら、自転車も通っていいよという標識を歩道につけるべきだと思うんです。担当課はそれを努力して、カーブミラーもそうですけれども、そういう通勤、通学、西郷村の全コースにそういう左側通行と、ここは通ってもいいよという自転車の標識をつけるというようなことを要望しておきます。この件について、どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 交通事故ゼロは世界の願いであります。対面交通、これは基本的な法律です。もちろんこのためには、やっぱり通行区分をはっきりする、あるいは歩道ができる、あるいは歩車道ですね、そういったこともございます。基本的には、安全でそして快適な動きができればいいという枠組みありますので、今の法の趣旨と、それから今の整備につきましては、もちろんそういった方向で努力しなければなりません。

そういった中で、個別の対応をしていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 前向きで対応してもらおうということで、了承します。

次に、ハとして、小田倉小学校の通学路に防犯街路灯の設置について。

この通学路は、小田倉小学校の東口から上新田行政区前山ニュータウン入り口までの細い村道で、専用のスクールゾーンであります。私が調査したところ、防犯街路灯は1個しか設置されていませんでした。高速白河インターチェンジ出入りカルバート内にも設置がありません。ここのカルバートはちょっと低くて、通学路専用というか、歩道ですからね、防犯灯が全然ないんですよね。

小田倉小学校もスポーツ各種活動が盛んで、優秀であります。薄暗くなると、父兄が心配をしています。通学路は一部歩道も橙カラーに塗られ、交通防災ポールも整備されてすばらしいものがあります。ここは、原中下行政区担当区域ですが、私は地域行政の代弁者として、全電柱に街路灯の設置を要請するものであります。この件についてお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おただしの件の道路につきましては、私も通っております。もちろん今現在、職員も夜間とか、防犯街路灯の適正な配置について、要望を受ける立場の前として、村内ずっと見て回っております。

もちろん防犯協会、それから交通安全対策協議会、いろいろあって、通学の問題、いろいろな分野から要望が出ております。ご指摘の点についても、承知をしております。なるべく今の防犯上の問題、交通安全上の問題、安全な村づくりということで、

そういった意見を聞きながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） この防犯街路灯の件は、前山ニュータウンの小田倉小学校に通っている父兄から、私が政務調査でちょっと回ったときに、小林さん、こういうわけなんだというような、防犯灯の件を、クラブ活動だの、何だかんだ遅いときに危険だから、とにかく不安だからやってもらいたいという要望されたんですよ。

本当にこの通学路は、前山ニュータウンばかりじゃないんですよ。岩下団地からも生徒が来ていますし、あと西郷村定住促進住宅からも七、八人登校しています。あと上新田行政区からも来ています。かなり専用の、重要な通学路ですので、防犯街路灯を、私、それを言われて、行って調べてみました。1個しかないんですよ。だから、東口からずっと、前山ニュータウンの入り口まで、ちゃんと電柱がつけてもいいように電柱立っているんですから、それをやってもらいたいと思います。その件どうですか、もう一回。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おただしの件は承知といたしますか、見ております。高速道路のインターの下ボックスカルバートはちょっと暗いですね。右側の家、人住んでいませんし、そういったこともありますので、ご指摘の点、よくわかりましたので、早急に対応してまいりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） じゃ、それは了承します。

次に、質問の第2、教育行政について。質問の趣旨、小田倉小学校の吹奏楽部の吹奏楽器の更新について。イとして、スポーツ、学校音楽集会等、新聞、学校通信で見っていますが、素晴らしいものがあります。毎年案内状が来ると、参加していましたが、今回は用事が重なり参加できませんでした。政務調査で下原中行政区を回っているとき、高齢、年配のご婦人から、音楽吹奏楽部の素晴らしい先生が赴任したとのこと。孫が吹奏楽部に入っているとのこと。楽器が古く、成績向上するのにもかわいそうとのこと。父兄、生徒は土日と資源回収等も行っているとの涙ぐましい努力をしている、この心情を酌んであげて、村当局、教育委員会として吹奏楽器の古い楽器の更新をしてあげてを提言します。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 9番小林議員のご質問にお答えをいたします。

学校で行われています教育活動に関心を持っていただいております、大変ありがとうございます。

学校備品につきましては、教材備品並びに一般備品とも、おかげさまで予算のお願いなどもかなり実現していただきながら、充足度を高めているところでありまして、大変ありがたいかと思っている次第であります。

小田倉小学校という名前を挙げての吹奏楽部の吹奏楽器更新についてのお尋ねということですので、お答えを申し上げたいというふうに思います。

小田倉小学校に限らず、学校からは、こういう楽器を含めた備品の充足につきましての要望等意見など、他の要望などと一緒にはいただいているところがございます。小田倉小学校、お話しありましたように、吹奏楽部あるいは合唱、ともに力を入れて音楽集会で見られるような、ああいう子どもたちの力と姿になっている、大変ありがたいことでもあります。指導者のお話もありましたが、本当に一生懸命指導していただいているところでもあります。

そういうことも鑑みながら、先ほど申し上げましたように、予算の充足については、村のほうの財政でも努力をしていただきながら、充足を進めているところでもありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 今、教育長から前向きな、充足に力を入れているんだということがありました。

吹奏楽部の吹奏楽器の種類は、何と何があるのか。そして、何が古いのかお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、各学校から楽器を含めた備品の要望等出ておりますので、その資料をもとに申し上げたいと思います。

小田倉小学校の吹奏楽、つまり楽器につきましての要望ですが、チューバ、あるいはチューバを入れて大会などに行くときのケース、あるいはホルン、アルトサクソ、ユーフォonium、トロンボーン、バストロンボーンなど、最優先で要望いただいていたものでございます。

先ほど申し上げましたように、予算のご努力もいただきまして、今年度、幸いにこういうものの納入が今年までにできているということでございます。さらに、要望として上がっているものとしまして、ドラムとか、トランペット、ティンパニー、クラリネット、フルート、テナーサクソなど、引き続き充足をしていきたいという要望を得ております。他の学校等とのバランス等も考えながら、そういうことに対応をお願いしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 私は今、小田倉小学校吹奏楽部の種類は何と何があるのかと、それが何が古いのかと尋ねたんですね。

私、インターネットで調べたところ、私は音楽にあまり疎いんですけども、ちょっと調べてみました。そうすると21種類あるんだね、吹奏楽部にはね、楽器としてはね。フルート、クラリネット、オーボエ、トランペット、ホルネット、トロンボーン、それからピッコロ、サクソフォン、ファゴット、フリーゲルホルン、ホルン、アルトホルン、ユーフォonium、チューバ、マウスピース、リコーダー、ハーモニカ、ディレクター、マーチングクラス、サイレントクラス、というような21種類あったようでもあります。この中で小田倉小学校に何種類あるのかわかりませんが、あと古い

のはどうなのかということでもあります。古いのはないんですか。古いのあるからかわいそうだから更新してもらいたいということを訴えられたものですから。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答え申し上げます。

21種類の楽器があつてというお話がありました。小田倉小学校で所有している楽器の中で古いものというお話がございました。

先ほど私、16種類ほど申し上げたかと思うんですが、要望が出ている中で充足されたものが、本当に数多く申し上げたと思いますが、残っているもの、ございます。それはないものばかりじゃなくて、古いものも含まれていますので、そういう意味で、不足しているもの、それから古くなっているもの、あるいは楽曲によっては、複数の楽器が1つの種類でも欲しいというようなものなどもありますので、そういうようなことを勘案した上で、学校が要望してきたもの、先ほど申し上げたような状況になっております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 私は小田倉小学校のつてありましたが、全学校、そういうふうな古いとかありましたら、もう全部新しいものに更新して、本当に素晴らしい音楽会というか、そういう成果が上げられるように努力してもらいたいと思います。これは、これで承認しますけれども、次に行きます。

教育行政、口として、IT産業の発展・普及によって、高校生をはじめ、中学生まで携帯電話の所持率が高くなって、学校教育、社会問題化している。この件についてお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答え申し上げます。

携帯電話の所有ということでございます。中学生のということでお答えをいたしますが、中学生、村内594名、現在おりますが、そのうち293名が調査によれば、携帯電話を所有しているということでございまして、率でいうと49.3%ということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 今、教育長の答弁で49.3、私もインターネットで調べて、大体合っております。ただ問題なのは、メール依存症になるとも言われていますが、そのようなことはないのか。勉強不足に陥り、学力低下はないのかお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

携帯電話のことについてのご心配をいただいております、本当に私も同じような気持ちで、あるいは同じような状況が全国的にあるということの中で、西郷村もその対応を積極的に進めていきたい。いろいろな方のお力をおかりして、進めていきたいと思っております。

依存している、そういう状況、あるいは学力低下などにつながっている、そういう

心配はないのかということでございます。

議員さんおっしゃられているように、全国的にこういう心配が、マスコミなども含めて報道されたりしている状況に、私もそういうマスコミの報道なども見ながら、村内の子どもたちの状況をよく把握しようと、学校と一緒に努めているところです。

そういう依存して、極度に子どもたちが、この子を特定して何とかしなければいけないという子どもについての、学校からのそういう話等につきましては、今のところはなくて、済んでいる状況でございます。ただ、全くないかということになりますと、実際上は、私はあるというふうにも思っています。

そういうことにつきまして、程度があるわけでありますので、深くそういう憂慮、心配、対応を必要とするなどに至らない、そういうところで何とか子どもたちの携帯所持の興味、あれは興味があってやっぱり持っていますし、必要性も感じながら、中学生の段階でそれなりの持ち方をしたいという希望の中で持っていると思います。

今ありましたようなことにつきまして、深刻な状況にならないよう、そういうことを学校はもちろん、家庭並びに地域、いろいろな方のお力もおかりしながら、教育委員会、積極的に対応してまいりたいと思っている、そういう状況でございます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） IT産業で携帯の所持率が大きくなって、もう中学生でも半分くらい持つようになってしまったという、いろいろ私も孫を見ていると、私は孫ばかりではないと思うんですけども、ゲームとか、いろいろなわからないようなことを一生懸命やっているんですね。また、携帯電話で中学生ばかりでなくても、若い女性の方とか、男性、車を運転しながら、自転車を運転しながらやっているような人もたまに見受けられる。そういうことがあっては、本当に交通事故とか、いろいろ問題が出てくるんですけども、できるだけ西郷の中学生、高校に行っている方から、そのような事故とか学力低下とか、不良になるようなことのないように、教育長、頑張ってもらいたいと思っております。

もう一つ、次に、メールのやりとり、返信でいじめ問題に発展していないのか。このメールでいじめ問題に発展することがあるというんだね。それが危惧されております。この件について、対応をお尋ねします。メールのやりとりで、返信で問題が発展しないのかと、いろいろそういうのが危惧されているということです。この件についてお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 9番議員、ここで休憩していいですか。

○9番（小林重夫君） はい。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

9番小林重夫君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 小林議員のご質問にお答えをいたします。

メールを使っただけで、村内も含めて、子どもたちのことはどうなんだというご心配をいただきました。特に中学生のことでお答えを申し上げたいと思います。

先ほども申し上げましたが、携帯電話による子どもたちにかかわる社会問題化しているほど、全国的にそういうことが心配事であるのが確かでございます。

その中で、特にいじめに携帯電話が使われたりするという点については、非常にその中でもあってはならない、そういうことの一つというふうに認識しておりまして、校長会あるいは生徒指導の担当者会など、あらゆる機会に携帯電話のことを含めて、特にこのいじめとのかかわりについては、西郷村の中でも話し合いをしたり、大事に扱っている案件でございます。

西郷村の状況ということでありましたので、西郷村でも、先ほど申し上げましたように全くないわけではなくて、長期の休みなどの折など、そういうときに、今は私も携帯電話を持っているんですが、今の電話は、携帯電話、私のような話すだけではなくて、スマートフォンのようなより高度なものになっています。子どもたちは、先ほどの所持率の中に、それも含まれていると思いますが、49%近くの者が持っているわけです。

学校は、特別な場合を除いては持ち込みを禁止しておりますので、使う場所は、要するに家庭等でのことになります。なかなか使っている状況を把握等は難しいことはあるわけですが、いろいろな方法を通じまして、子どもたちの状況把握に学校も努めています。

そういう中にありまして、今、その中でも課題はラインという特殊な、私なんかにはすれば、特殊な方法ですけども、一定の仲間の中で会話をし合える、そういう文字の会話ができる、そういうものでございます。そういうものは、安易に子どもたちは使ってしまうので、ともすると、特定の人のことについてお互いに話を書き込んでみたりということになって、そのことが書かれたほうにとっては、非常に不快なことだとか、自分としては、これはいじめじゃないかとか、そういうことにつながっている、そういうこともあるのかなというふうに思っています。

したがって、こういうことにつきまして、学校でも事例を取り上げながら、一般的な事例を取り上げながら、そういうことの指導をしてもらっていますし、あるいは講師の先生を呼ぶ、しかも専門のそういう知識のある方あるいは業者の方を含めて、学校によっていろいろな講師を学校内に入れて、保護者も生徒も一緒に話を聞くなど、そういう指導あるいはそういう場をつくるなどを通じた指導が今、学校で行われ、そういうことをぜひ進めてほしいという、教育委員会も積極的に対応しているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 再質問させていただきます。

先月、新聞にこういう投稿がありました。読んでみたいと思います。

先生、これを預かってください。泣きじゃくる女子中学生の手を引きながら、母親が携帯電話を机に置く。メールばかりしている娘に腹を立て、強硬手段に出たらしい。とりあえず引き出しにしまった。期末試験が終わったため返す。生徒は、次の試験が近づくと、みずから携帯電話を持ってきた。また先生が取り上げたことにしてほしい。前回、携帯電話がなくなった後、宿題や勉強する時間ができた。携帯を持っていれば、メールの返信をしないわけにはいかない。友達を納得させる言いわけに先生を利用するしかないと考えたという。携帯電話を手にした子どもたちが依存症になり、社会問題化している。最近のメールは、相手が読んだかどうかわかる「既読」という仕組みだ。見たのに返事をしないと嫌われる。いじめや仲間外れの原因にもなりかねない。グループメールは、全員が携帯を持ったまま眠るまで続く。初めてネット依存専門外来を設けた厚生労働省管轄の病院で、受診者の半数が中学生だった。ネット依存症の生徒は、全国で約50万人に上るとの調査結果もあり、子どもたちの心をむしばむように進化し続ける携帯の世界に、警告のベルが鳴ると、このような警鐘をしております。

西郷村教育委員会においても、この件に対していろいろ対応すると思っておりますので、お尋ねします、もう一度。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 小林議員のご質問にお答えいたします。

今、お話、具体的にあった事例をお話をしていただきましたように、携帯電話、非常に便利で、子どもたちにとってはある種楽しいものでもあります。しかし、そこにそれが行き過ぎると、不快な感情になり、あるいは困った状況になり、あるいはもっといくと、今、社会問題になっていますように、犯罪になったり、あるいは知らないでいて、自分が被害者ばかりの気持ちでいると、先ほどのように、人に対して加害的立場に立たいじめの側に回っていたりなど、問題はいろいろ含んでいます。

そういうことに対しまして、一番大事なことは、今のお話の中にも少し出てきましたが、1つは、やっぱり子どもに買い与える、買ってほしいというその契約時、持たせるときのことがあるのかというふうに思います。また、買うときに、今いろいろなことができるんですね、例えば、やり方によっては。その中で、フィルタリングとか、いろいろかける方法などもあります。

もう一つは、子どもにとって友人、友達というのは、中学生になると、親と並んで、あるいは親以上に大事に考えている、そういう時期でもありますので、友達から来たもの、先ほどの話のように断れないとか、そういう深刻な一つ一つの具体的問題があるわけですね。

そういうことについて、やはり肝心なのは、それをわかっている大人あるいは直近では親、そして私ども教育者、学校、教育委員会を含めた教育の立場にある者、それからこういうものを販売している方々などを含めて、総がかりで考えていく必要があ

るんでないかと。

こういう話をしている、自分でもちょっと抽象的過ぎて、具体的なことをどうやって行動にそれだけ移せるのかということが、加えて大事なことでありますので、いろいろな方を招聘をしてお聞きをしたりしながら、みんなで学んで、そしてみんなで今のような対応がきちんとできる、そういう機会を設け、学び合っていくことが大事だと。そして、親として毅然とした立場をとるときにはとる。教育者もとるときにはとる。大人もとる。そういうことをみんなでやっていくということを重ねて、いろいろな機会に申し上げていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 西郷村、教育長、学校教育課は携帯問題から事故がないように努力してもらうことを願って、次に行きます。

質問の第3、今後の行政の動向について。質問の趣旨、イとして、小泉元首相は、今後の日本のエネルギー政策、進むべき方向、政策について、即脱原発を宣言、主張するようになりました。この件について、村長はどのような思いか、考えをお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） エネルギー政策ですね。小泉元総理がおっしゃられていることについては、私は賛成をします。やはり、福島県人あるいは今の状況下にあって、昔は私も、鉄腕アトムは最高のエネルギーを持ったロボットだと、未来はこうなるだろうと思いましたが、実は原発事故の後、これほどの対策といえますか、被害といえますか、それが3年近くになっても、なかなかよくわからないという状況にあって、一番私が話している、ずっと話してきました1ミリシーベルトは正しいのか、あるいは福島原発のロードマップこれをちゃんと説明してもらいたい。汚染水がどうこうという問題もそうですが、もっと根本的なことですね。

他方、1ミリシーベルトに固執しますと、今度はそこから考えてくる食品の問題もあります。そういったことが本当によくわからないということになりますと、やっぱり無限大の被害というか、収束できませんね。

そういうことを考えますと、小泉総理がおっしゃられているように、とにかくコストは思った以上にかかっている、あるいは安全の措置がよくわからないと同時に、廃棄物、日本にはもう1,700トンでしたか、以上の行き場のない廃棄物があってもうしようもない。ガラスに溶かして地下に埋めようと。ところが、誰も受け取ってくれない。どこでしたか、受け入れしようとしたら、反対があって、今だめですよ。

フィンランドに3回目行かれて、そしてオンカロという地下420メートルに10万年置きましよう。向こうは地震がないということで、安定した地盤に、それこそガラスに溶かしたということをやるということですが、10万年、本当に次の次の、どの世紀かわかりませんが、そこで安全だろうという中間に、どれほどのまたいろいろな変動があるだろうと。フィンランド政府は300年後にまた考えるということを行っているらしいということも報道に出てきましたが、それらを考えますときに、

今やっぱり、このエネルギー政策を転換して、そして新たな再生、自然由来、いろいろな安全なエネルギーに切りかえる、そういったほうに転換しなければ、遅れをとる以上の大変な問題があるだろうと。

付け加えて言うに、やっぱり今、日本はそういう政策転換と新たな科学技術の振興ということ、新エネルギーの開発に振り向けるべきであるということ、を言っております。これは、いわば福島県のこの災害、3・11以降の県の長期計画、全く同じですね。佐藤雄平知事が言っているのと全く同じです。やっぱり新たなエネルギー転換をして、いわば新しいエネルギー政策の世界のトップに福島県がなるべきである。特区で言っていること、実は全く同じです。

このいわき沖に直径300メートルの洋上浮体式が来ましたね、1基。ああいったことから、新たなバイオマスから、水力から、ソーラーから、いろいろなことをとにかく今研究の度合いを進めなければ、今一番安いと言っている原発が、いわば一番高くなるだろうということ、それが逆にエネルギーの圧力になって、日本経済を止めてしまうといったことでは大変だと。そういったことが、経済界、いろいろ錯綜した意見がありますが、とにかく今この状況からいけば、新たな廃棄物の処理、トイレのないマンションと言われているものが、ちゃんとでき得ないのであれば、直ちに廃炉にすべきだということは、私も賛成している。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 村長の小泉発言に対する見解を聞いて、私も本当に同調します。

私も本当に、小泉元首相、郵政民営化のときから好きになりました。本当にあのよう、に指導者が決断してあのよう、にしていったということは、今、自分らが郵便局に行くと、いらっしゃいませと、ありがとうございますと言うまでになったんですね。官僚というか、公務員というか、わからないけれども、前はそういうふうな暗いような感じで対応していました。今、全く郵便局に行っても、自由化になってから、人間的にお客さんとか扱うようになったということですね。

我が西郷村の皆さんも、そのようなことで、村民に対応してもらいたいと、私、思います。村長の話聞いて、私も本当に脱原発、大賛成です。新聞にもそういう投稿が一番最初載ったとき、安心しましたと、福島県民の一人が言っていました。そういうことであります。

小泉純一郎元総理、村長が述べましたけれども、日本食育学会学術大会での特別講演で述べたことは、「日本が原発の安全性を信じて発信したのは過ちだった」と言っていますね。「原発が絶対に安心かと言われると、そうではない。これ以上、原発を増やしていくのは無理だと思う」とも言っています。「原発への依存度を下げ、世界に先駆けて自然エネルギーを推進していかないといけない」とも言っています。

それから、「自民政権時代においても、原発の安全性を信用して、原発を推進してきました。過ちがあったと思うんですね。専門家の間でも意見が分かれていた。そして、原発が安全かという、必ずしもそうではない。これからはこの原発をさらに増やしていくということは無理だと思います。原発の依存度を下げていく、安全対策

をしっかりとやって、住民の理解を得た、そういうものについてはゼロにするというわけにはいきませんから、これに対してはどういう安全対策をとるか。また、危険なものについて廃炉にしていくか、そういうことが我々が進めていかなければなりません」ということも言っています。

2011年9月18日、川崎市内ホテルでの講演の発言。「政府は原発建設を進めてきたが、この費用を安全な自然エネルギーの開発に使い、原発依存度を下げるべきだとも言っています。政府は、原発は低コストだとしてきたが、高レベル放射性廃棄物を処分するには、膨大な費用と数万年単位の時間がかかる」とも言っております。

2012年11月9日、城南銀行においての講演では、「設立のニュースを見て、同日、小泉純一郎秘書からの祝福の言葉が届いた。都内での講演、原発もできればゼロに近づけていかないといけない。このピンチは大転換期だという。ピンチをチャンスに変えていくというか、環境に優しいエネルギーを開発していくというチャンスを天が与えてくれたと思ひ、困難な道を進まなければならないときだ」、このように小泉元首相は今の状況を、天が与えてくれたチャンスなんだと、だから、エネルギーを転換しなきゃならないんだということも力強く述べております。

「震災で今なお苦しんでいる方がたくさんいる。日本はいつもピンチをチャンスに変えてきた。原子力発電をできるだけゼロに近づけなければならない。日本は大きな目標を掲げると達成しちゃう、すばらしい能力を持っている民族だ。日本民族というのは、そういうすばらしい民族、転換してもそのように対応していく」すばらしい民族だと小泉元首相は言っているんですね。

それから、2013年4月、経団連企業トップが参加したシンポジウムでのこと、経営者が口々に原発維持を求めた後、小泉がだめだと一喝、小泉首相は、財閥とかそういう中のシンポジウムでだめだと言ったんですね。原発はだめだと。経団連とか、そういう企業が原発推進しなきゃならないと、そういう中で、原発はだめだと発言したんですよね。「俺の今までの人生経験から言うと、重要な問題というのは、10人いれば3人が賛成すれば、2人は反対で、あとの5人はどっちでもいいというようなケースが多いんだ」と。なるほど、いいことを言っていますね。10人いるうちに3人が賛成で、2人が反対でも、あとの5人はどっちでもいいんだというあれを持っていると。

元小泉首相が、「今、俺が現役に戻って、態度未定の国会議員を説得するとして、原発は必要という線でまとめる自信はない」と。小泉首相は、議員に戻って、そういう議員を説得して、原発というのは必要だという線でまとめる自信はないと。

○議長（鈴木宏始君） 9番議員、ちょっと引用が長過ぎるような気がするんだけど、もうちょっと簡潔にお願いします。

○9番（小林重夫君） はい。「原発をゼロというならば、説得できると思ったな」と。ますます自信を深めたと、そういうような元小泉首相の、国会議員に戻れば、原発ゼロという議員を増やしていくことができるんだと。

今、自民党の中でもやっていますけれども、半々は大体原発反対とか、こういう考

えを持ってらんだってね。だから、そういう強い指導者が出れば、そういうふうになっていくんだというね。だから、安倍首相に決断しなさいと、方向転換しなさいと言っているわけですよ。そういうふうなことです。

こういういろいろ力強いことを小泉元首相は宣言しています。西郷村の文化センターでも、元小泉首相を呼んで、こういう脱原発の講演をやってはどうですか、村長。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 来てくれるかどうかわかりませんが、そういうご懸案、お持ちのお話というのは聞いてみたいと思いますね。

○9番（小林重夫君） ぜひやってくださいよ。小泉元首相を西郷村文化センターにおいて。

次に行きます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 私も、脱原発の小泉元首相の信者になりました。だから、私ももっと能力あったら、ツイッターとかブログとかやっていきたいんですけども、なかなかそこまでいかないものですから、西郷村でも小泉元首相に、日本の国民の半分以上は、60%は原発反対だという世論ですから、だから西郷村でも元小泉首相に問い合わせて、文化センターでやったらいいんじゃないですか。私、そのように思うんですけども、どうですか。それはそれで、ひとつ前向きに、村長、脱原発のことを考えてください。

次に行きます。

口として、国、自民、公明両政府は40年来の農業の水田減反政策の廃止、転作補助金の削減、5年後の廃止、大規模農地の集積、内地は4ヘクタール、4町歩以上、北海道は10ヘクタール10町歩以上の規模拡大農家に補助金の助成、市場米10アール、1反歩当たり転作者には1万500円補助金を交付することのこと。これでは、中小農家の現実的な首切りであります。地方、我が西郷村においても、経済産業に多大な影響があると思いますが、村長は今後の西郷の方向性についてどのように考え、対処するのかお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 減反についてのおただしでございます。

今申されましたのは新聞等に出ましたですね。私は、唐突の感を否めません。今までは、歴史上の流れはよく承知しているつもりですが、急に出了ね。それも現在は全農、農協系統とか、そういったことのコメントはまだ出ておりません。なぜか、要するによく固まっていないからでございます。

しかし、申された中身は、今、自民党、それから農水省の基本は、今言われたことが外に出てきましたね。そうしますと、西郷村はどういうふうになっていくんだらうという懸念があります。

どのようにならうとしても、今の切り口は、やっぱり兼業農家から専業へシフトする、あるいは後継者がもう少しコストダウンに取り組んでもらいたいとか、あるいは

TPPでどういうふうになっていくんだろうと、そういったことが今絡んでおります。

私は、西郷村の農業はもちろん、先祖伝来、先輩が農業用施設、お金をかけてきましたね。圃場整備、ダム、水路、農道、いろいろなことをお金をかけて今があるわけです。私はできるならば、減反はしないで、全部米つくって、そして国内で余ったものは、海外にODEの外務省のお金を使って、そして足りないところに配ったらどうかということをやっているとやってきた。

この前、農政局長との話で全く同じことを言ってみましたら、今、輸出補助金とか、いろいろ難しい行政のと言いますか、国際的ないろいろな取り組みがあつて、言うは正しいですが、やるのはなかなか壁があるらしいということもわかりました。

しかし、そういったこともあるだろうということと、もう一つは、今の麗しき我が田園地帯をどう守っていくのか。もちろんそのためには農家の経済を確保すること。同時に、食料自給率を上げていくこと、良好な環境を守っていくこと、これが全部満足しなければならないわけです。

今のこの部分からいうと、やっぱりこれまでの兼業農家は、大きなダメージを受けます。と同時に、今、機械化貧乏とか、いっぱいありますね。農業用機械、高いです。さらに、今の状況からいうと、TPPがかかっているように、国内の産業の飼料、例えば畜産物の餌、これはアメリカのカーギル以外に本当に全世界から輸入していますよね。こういったものをどう自給率を上げていくのか、そして1キロの豚肉をつくるためには、その数倍の穀物が必要になりますので、こういったことを満足するためにという観点から見る必要があります。

よって、我々の見方は、今の農家の営農状況がどう変わっていくのか。どううまく方向づけができるのか。あるいは自給率の問題とか、そういったマクロの問題とか、どうすり合わせをしていくか。いろいろな観点から意見を申し上げていく必要があるだろうというふうに思っております。

そして、今、その中においても、最終的には産業として捉えれば、農業、農家も農家経済としての所得安定という観点から物を申していかなければならない。そのためにはということで、これは野菜、ブランド、いろいろありますね。西郷村も若い方々、後継者が一生懸命やろうとしているグループがあります。さらには、耕畜連携ですね、後継者、耕畜連携、稲作部会の組織、それから農産物の販売促進協議会のグループ、そういった方々の具体的な対応の変化、政策の変化に対して、どう対応をしていくかといったことをやっぱり合わせていく必要がある。

さらに、これは西郷村ばかりではありません。もちろん意見を施策に反映させるためには、やっぱり大きな運動まで展開しなければなりませんので、そういった見方で、今後出てくる具体策に対して、あるいはそういった方向に対して、やっぱりキャッチアップして話を進めていくということになるだろうというふうに思っております。

(「議長、議事進行」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。

○16番(室井清男君) 議事進行について議長に申し上げますが、11月の農業委員会

のときも、村長を出席させてくれという要請をしたんですが、これも出席できませんでした。それにつきまして、毎月月に1回、1年間12回の農業委員会をやっておりますが、その農業委員会に村長は一度も出席したことないんですよ。

出席したことない形の中で、今のような発言をされるということは、今後、農政執行、農政審議に大きな支障を来していくものとしか解されないものでありますから、議長から村長に軽率な発言は慎むよう嚴重注意をしていただきたいと思います。

以上です。

- 議長（鈴木宏始君） ただいま16番室井清男君より議事進行の発言がございました。しかしながら、議長においては、農業委員会云々というのは承知をいたしておりますので、何とかそのところだけご理解を願って、終わった時点で、本日の予定が終わった時点で、とりあえずはお話をさせていただこうというふうに思いますので、ご了解ください。

村長、佐藤正博君。

- 村長（佐藤正博君） ただいまのご発言、軽率な発言と申されましたね。撤回してもらいたい。お願いします。（不規則発言あり）

- 議長（鈴木宏始君） ただいま9番小林重夫君の一般質問の途中でございますので、この小林重夫君の一般質問を続行いたします。

村長、佐藤正博君。

- 村長（佐藤正博君） 今、議長に申し上げました。一般質問の中で、私の答弁が軽率だと申されました。許されがたいこと、受け入れがたい。ぜひ撤回してもらいたい。

◎休憩の宣告

- 議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。議運長、お願いします。

（午後2時53分）

◎再開の宣告

- 議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時54分）

- 議長（鈴木宏始君） ただいま村長よりご発言ございましたが、これは先ほど申し上げたように、一般質問を議長が続行するというので、続行の意思を申し上げたわけで、多分16番室井清男君の議事進行発言にかかわってのご意見だというふうに議長は承知しますので、このことについては、現在、先ほど申し上げたように、9番小林重夫君議員の一般質問でございますので、この場でどうのこうの取り上げるようなことはできませんので、これから9番小林重夫君の一般質問を続行いたします。（不規則発言あり）もういいです。ここは議場だから。議事の整理をするのも議長だから。（不規則発言あり）いや、もういいです。別な場面で、村長がですね……。 （不規則発言あり）だめということはない。議場に来て、議長の申し上げていることをお聞きいただかないと、整理收拾つきません。（不規則発言あり）これは、あくまでも議事進行発言ですから。（不規則発言あり）問題があるかないかは私が判断してます。もし村長がそういうふうなことで、議長の見解と相違があるなら……。 （不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後2時56分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時00分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま16番室井清男君の議事進行発言について、村長より、その発言の中で軽率だというふうな言葉があったので、これを取り消してくれというふうな村長からの申し出がございましたので、お知らせをいたします。（不規則発言あり）

それでは、9番小林重夫君の一般質問を続行いたします。

9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 村長の今の答弁の内容は、私、わかるようでありますが、私はやはり日本というのは、今まで瑞穂の国ということで、開国以来、やっぱり国が農村、農家を価格政策とか保護政策で守ってきたんだよね。

ところが今、グローバルなことになりまして、TPPなどといって、本当にコメの、自分の国だけで生産で賄うんだけど、コメが生産できるのにも、外国から何十万と輸入すると、そんなふうなことをやってくるんですよね。これでは、本当に農産物をいくらつくっても、価格だけが下がって行って、もうだめですよ。

私も20年前に、村の海外派遣事業団の一員としてオーストラリア、ニュージーランドに行かせてもらいました。そうしたら、すごいオーストラリア何百町歩ですよ。そういうところで牛を飼って放牧しておいて、ただの柵だけでもって、広大な広さに牛とか綿羊とか放しておくんですよ。そして、日本向けにしなくちゃだめだということで、ある程度小さな囲いみたいなので、3か月間飼育して、柔らかい肉とか日本向けにということで、オーストラリアでやっているんですね。

そういうところと、本当に1町歩余の日本の農業の、耕地面積少ないですから、それと対等に協力するなんて土台無理なんですけど、だから、農地を集積して、そして広い4町歩以上、5町歩以上にして、そういう大きなケースのところには補助金を出すと。それ以下の中小企業、兼業農家のところは、中小農家は首切りすると。これでは、私が思うのには、日本の国土も、そういう景観とか、そういうのが守られないと思うんですよね。

これは、農政でも何でも、国の方針には従わなければならないですけども、そういう中で、そういうふうになってきた場合、村長はどのように対応を、経済、いろいろな面において、本当に農村経済、一番打撃を受けるんじゃないかと思うよ。

農村経済がそういう価格保証政策でずっと来ているやつが、切るわけですから。

だから、私若い者に魅力のあるような農業にしてもらいたいなど。いくら政府は農家を馬鹿にしながら、こういうふうにしなさい、ああしなさいと補助金をくれながら、馬鹿にしながらやってきたんだ、今までね、本当に、そうでしょう。そして、責任も

何もとらないでやってきているんですよ。

そういう中で、現在こういうＴＰＰの問題なんてだめだから、集積して大きな耕地面積で競争力を上げようと、そういうふうにしても、まだまだ今度はどんどん下げたって、大規模にやっている農家の人たちだって、本当に収支決算が大変になってくると思うよ。

とにかく、日本の国家経済は、日本農業を基盤に、江戸時代から土農工商で農業は２番目の位に偉いんだと、馬鹿にされたのかもわからないけれども、日本の民族を守るのには、耕地を守るのには、そういう価格保証政策で、村長ね、こんな１００町歩も２００町歩も外国とのところとやったって、しよせん物差しが違うんですから、競争力もだめだしね。江戸時代は鎖国、やっぱり鎖国というのも必要でないかと思うんだ。農業面においては規制するとかね。何でもかんでも自由で、外国と並べて、それに勝つようなものというのは、本当にそういう構造にしたって、価格どんどん下げられてね。大企業の優先政策だけだと思う、これは。農業は、そこの中で餌食というか何というか、もうそういうふうな馬鹿にされているわけです。

大企業大資本の犠牲になっているんですよ。そういうふうになってきたとしても、やっぱり西郷村の生きるべき道というのを、村長はどのように持っているのか。そういった形で今度は西郷村をいろいろ優秀な企業とか何とか誘致してやっていくとか何とか、そうやってきた場合の村長の施策というのはあると思うんです。どうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えする前に、先ほど私が答弁したことが軽率だと、答弁が、いうお話がありました。再度質問しますか。私は、１６番議員、議事進行で……。

○議長（鈴木宏始君） 村長に申し上げます。ただいま一般質問の途中でありますので、９番小林重夫君の質問についてのみお答えいただくようお願いいたします。

○村長（佐藤正博君） もちろんそのとおりで、私も。こんなこと言いたくありません。しかし、さっきのことが、撤回してもらいたいと言ったら、撤回しないと言った。これは重大な問題。村長の答弁が軽率だということと言われるのであれば、私はなかなか、今度どう答えていいかわからない、自分の考え方。どこが軽率なんだということがうんと頭にある、今。だから聞いたんです、今。軽率だから、聞く必要はないだろうという話でしょう。そうしたら、どう答えていいか、わかりません、私。

だから、そういう意味なので、撤回してもらいたいということは、ずっと議長にお願いしておきます。

ということがあって、そして今の話、秘策があるのかという話でした。

先ほど申し上げたとおり、やっぱり減反は大きな大転換です。そうしますと、やっぱり産業としての問題、それから今までの施設をどう維持していくか。ほかの法律もありますよね。全体が今の法律、それに合わせてなっていますので、それがこの減反解除によって、また体制といいますか、その動きが封じられたり、あるいは瓦解したりということのないようにしなければなりませんね。だめだと言うなら、また新しい

法律できなければなりません。

そういった意味で、やっぱりそういった外部の問題と、今度は産業としての問題がうまくいくように、両方から見て対応しなければならないというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） この問題は、この農業問題はなかなか難しい、確かに問題ですので、これをもって私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

明日12月10日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後3時09分）